

平成22年第1回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 3月3日（水）から18日（木）まで16日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	摘 要
3月3日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
4日	木			
5日	金			
6日	土			
7日	日			
8日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
9日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
10日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
11日	木	民生産業委員会	10時	付託事件審査
12日	金	民生産業委員会	13時	付託事件審査
		総務文教委員会	13時	付託事件審査
13日	土			
14日	日			
15日	月	総務文教委員会	10時	付託事件審査
16日	火	予算特別委員会	10時	付託事件審査
17日	水			
18日	木	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成22年鞍手町議会第1回定例会会議録（第1号）						
平成22年3月3日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議			副議長			
開閉会日時			平成22年3月3日 午後1時04分		日高直幸	
及び宣告			閉会開議		副議長	
			平成22年3月3日 午後2時41分		日高直幸	
出席及び欠席議員						
議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	
1	原 哲 也	出 欠	11	毛 利 喬	出 欠	
2	香 原 暹	出 欠	12	久 保 田 正 之	出 欠	
3	星 正 彦	出 欠	13	宇 田 川 亮	出 欠	
4	欠 員					
出席 11人	5	武 谷 保 正	出 欠			
欠席 0人	6	岡 崎 邦 博	出 欠			
欠員 2人	7	欠 員				
	8	栗 田 幸 則	出 欠			
	9	川 野 高 實	出 欠			
	10	日 高 直 幸	出 欠			
会議録署名議員	9番	川 野 高 實		11番	毛 利 喬	

職 務 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務局長補佐	久 保 田 隆 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	柴 田 好 輝	出 欠	会計収納対策課長	田 中 正 一	出 欠
	副町長	古 野 和 雄	出 欠	建設課長	梶 栗 英 正	出 欠
	教育長	山 本 喜 久 男	出 欠	企画財政課長	本 松 吉 憲	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道課長	吉 田 正 行	出 欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出 欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民課長	熊 井 照 明	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	原 繁 幸	出 欠	保険健康課長	松 尾 保 則	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成22年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月3日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第4 議案第2号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第5 議案第3号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 鞍手町暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 平成21年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第8 議案第6号 平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第7号 平成21年度鞍手町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第8号 平成21年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第9号 平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第10号 平成21年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第11号 平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第12号 平成21年度鞍手町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第13号 平成22年度鞍手町一般会計予算
- 日程第16 議案第14号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第22 議案第20号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 平成22年度鞍手町水道事業会計予算

- 日程第24 議案第22号 平成22年度鞍手町病院事業会計予算
- 日程第25 議案第23号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算
- 日程第26 議案第24号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減
- 日程第27 議案第25号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減
- 日程第28 議案第26号 福岡県介護保険広域連合規約の変更

平成22年3月3日（第1日）

開議 13時04分

○副議長 日高 直幸君

只今から、平成22年第1回鞍手町議会定例会を開会します。

去る1月29日、仲野議長より1月31日付けで議員を辞職したいとの旨の願いがありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしましたから報告いたします。

よって地方自治法第106条の規定により、私副議長の日高が議長の職を務めますのでご了承願います。

尚、議長の選挙は4月の議会議員補欠選挙後の臨時議会で行わせて頂きますので、この件についてもご了承願います。

町長より行政報告の申し出があつていますので、これを許可します。

町長。

○町長 柴田 好輝君

元会計収納対策課職員の逮捕後の経過について行政報告をいたします。

元会計収納対策課職員、梶原康幸による公金横領事件については、町民の皆様並びに町議会議員各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたこと、心からお詫びを申し上げます。

昨年11月19日、梶原が業務上横領容疑で福岡県警に逮捕されたことは12月議会において行政報告をいたしていましたが、その後の経過について申し上げます。

梶原は逮捕された後、取調を受け、福岡地方検察庁直方支部へ送検されていましたが、12月10日地検直方支部は、郵便局に預けていた収入役名義の定額郵便貯金3口座、合計1億4万3300円を業務上横領したとして、福岡地方裁判所直方支部に起訴いたしました。

本年2月2日に初公判が開かれ、梶原は起訴内容について、間違いありませんと認めています。1月27日、県警は郵便局に預けていた定額郵便貯金5口座、合計5095万2980円についても、業務上横領したとして追加送検いたしていましたが、これについては2月22日に追加起訴されています。

次回の公判は3月17日となっており、この日に梶原の情状証人の尋問と、被告人質問が行われる予定です。何れにしても、この日に予定されている検事の冒頭陳述によって事件の全容が明らかにされるのではないかと考えています。

今後同じ過ちを繰り返さないため、公金横領事件再発防止委員会を設置し、町の公金管理の適正化に万全を期するとともに、職員に対し関する責任の重大性はもとより、地方自治法財務規則をはじめ、関係法令等の遵守、職員としての倫理観について教育を徹底して参ります。

多大なご迷惑をお掛けしましたことに対しまして、重ねて深くお詫びを申し上げますとともに、不祥事の再発防止に向けて取り組み、町民の信頼回復に全力を注いで参ります。

以上行政報告を終わります。

○副議長 日高 直幸君

次に教育長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

剣南小学校教諭の不祥事についてご報告させていただきます。

平成22年2月10日午前0時頃、遠賀町木守の県道で、本町剣南小学校教諭が乗用車を運転中に道路交通法違反の酒気帯び運転で事故を起こし、逮捕されたことが判明いたしました。この不祥事により議員の皆さまをはじめ、町民の皆さま、保護者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

教育という厳正な立場に身を置く者がこのような不祥事を起こし、私といたしましても大変責任を感じているところであります。

本件教諭の事故発生当日の行動、及び教育委員会としてのその後の対応についてご報告させていただきます。

教諭は2月9日午後6時30分頃学校を出ました。遠賀町内の知人事務所においてビールと焼酎を飲み、その後自家用車を運転して帰宅途中、2月10日午前0時頃、遠賀町木守の県道でガードレールに接触する単独事故を起こし、車が動けなくなりました。

教諭自身はかすり傷程度でしたが、取調を受けた結果、呼気1リットル中0.4mgのアルコールが検出されました。

取調終了後、本人は一旦帰宅し、同日の朝午前7時58分、本人から校長に「昨夜事故を起こしたので、事故処理のため本日は休みます」という連絡が入りました。その後、夕方折尾警察署から任意同行を求められ取調を受け、午後8時50分に道路交通法違反容疑で逮捕されました。

私は2月11日の早朝に事件を知り、午前8時より剣南小学校で校長、教頭と3人で事件の状況把握と、今後の児童、保護者への対応、教職員への指導について協議を行いました。協議後、早速校長が午前9時30分に折尾警察署に出向き、事故状況について説明を受けました。また、午後4時に同校の教職員を集合させ、事故の状況等を説明し、児童への対応等について確認を行い、午後6時よりPTA役員会を行いました。

児童へは2月12日に全校集会を開き、この事件に対して児童が動揺しないように説明を行い、また教育委員会としては、午前10時より臨時校長会を開き、事件の状況説明及び全職員に対する指導を行いました。2月13日に保護者及び地域育成会の方々に対し、事件の説明会をいたしています。

私は、これまでも飲酒運転の撲滅に関しては、日頃より教職員に対し、指導の徹底を行って参りましたが、このような事態になりましたことに対して、議員の皆さまをはじめ、町民の皆さま、保護者の皆さま、子ども達にも申し訳ない気持ちで一杯です。

今後、2度とこのようなことが起きないように、教職員の指導を徹底して参りますとともに、信頼回復に向け、全力を上げて取り組みます。尚、教諭の処分については、事故の詳細が分

かり次第、県教委と相談の上、適切に判断する所存であります。

以上で行政報告を終わります。

○副議長 日高 直幸君

以上で行政報告を終わります。

先ず町長より提出されています平成22年度施政方針とその資料、監査資料の提出及び月例現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日までに受理した請願1件はお手元に配布しています請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますのでご報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第117条の規定により、議長において9番議員 川野高實君及び11番議員 毛利 喬君を指名します。

次に、日程第2 議会の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日より3月18日までの16日間と決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第1号及び日程第4 議案第2号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第3 議案第1号及び 日程第4 議案第2号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第1号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

鞍手町教育委員会委員であります鞍手町大字小牧 末 永 清 氏が、平成22年1月31日をもって辞任されました。

のなか まち

このため、補充委員として、鞍手町大字木月 野 中 眞 知 氏を、平成22年10月6日までの任期として任命するため、議会の同意を求めるものです。

なお、別紙で略歴書を添付していますので、ご参照ください。

次に、日程第4 議案第2号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。

いりえ ひとし

鞍手町固定資産評価審査委員3名の内の1名、入 江 均 氏の任期が、平成22年6月9日をもって満了することに伴い、平成22年6月10日から平成25年6月9日までの3年

間、再度、入江均氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

なお、別紙で略歴書を添付していますので、ご参照ください。

以上、日程第3 議案第1号及び 日程第4 議案第2号の2件についての提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○副議長 日高直幸君

これから質疑を行います。

議案第1号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第2号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号及び議案第2号は、議会規則第38条 3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第1号及び議案第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第1号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第2号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員 野中眞知氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第1号は同意することに決定しました。

次に議案第2号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第2号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時19分

再開 13時22分

○副議長 日高 直幸君

会議を再開します。

日程第5 議案第3号及び日程第6 議案第4号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第5 議案第3号及び日程第6 議案第4号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第3号は、鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。

福岡県中古車販売商工組合から、平成16年7月に「商品軽自動車に対する自動車税課税免除に関する要望書」が提出され、以後近隣市町を含め多くの市町村で軽自動車税の課税免除が実施されております。

当町においても、商品軽自動車等に対する軽自動車税の課税免除を実施するものです。

次に、日程第6 議案第4号は、鞍手町暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例であります。

平成21年9月第13回福岡県議会定例会において可決、成立した「福岡県暴力団排除条例」及び「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例」が平成22年4月1日から施行されることから、本町においても、県と足並みを揃え、暴力団根絶に取り組むため、本条例の一部を改正するものです。

以上、日程第5 議案第3号及び 日程第6 議案第4号の2件についての提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○副議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第7 議案第5号から日程第14 議案第12号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第7 議案第5号から 日程第14 議案第12号までの8件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第5号は、平成21年度鞍手町一般会計補正予算第6号であります。

本補正予算は、国の補正予算第2号で新たに創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金による町立体育館屋根改修事業、武道館屋根改修事業及び鞍手南中学校受電設備改修事業の三つの事業の追加、また、本年度末の依頼退職を申し出た職員2名分の退職手当の追加、及び子ども手当支給に伴う電算システム改修事業費や、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業による既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業費の追加、並びに歳出執行残の減額、地方債等の補正要因について調整しております。

これらの財源といたしまして、現時点で確定している国・県補助金、町税、負担金、基金繰入金、地方債等を充て、歳入歳出それぞれ 5, 521千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 6, 344, 085千円といたしました。

補正の主なものは、歳入で

分担金及び負担金	減額	4, 205千円
使用料及び手数料	減額	9, 685千円
国庫支出金	追加	52, 966千円
県支出金	減額	34, 510千円
基金繰入金	減額	37, 414千円
諸収入	減額	14, 173千円
町債	追加	41, 500千円

歳出で2款 総務費

退職手当	追加	54, 793千円
農業委員会委員選挙費	減額	1, 302千円

3款 民生費

後期高齢者医療療養給付費負担金	減額	8, 702千円
国民健康保険特別会計繰出金	減額	3, 009千円
老人福祉総務費	追加	12, 528千円
重度心身障害者医療対策費	減額	9, 137千円
児童手当事務費	追加	4, 175千円
乳幼児医療対策費	減額	20, 909千円

4款 衛生費

予防費	減額	17, 665千円
じん芥処理費	減額	5, 792千円

8款 土木費

用排水路費	減額	3, 303千円
住宅管理費	減額	4, 815千円

10款 教育費

事務局費	減額	15, 455千円
小学校管理費	減額	8, 492千円

体育施設費 追加 48,763千円

として調整しております。

なお、地域活性化・経済危機対策臨時交付金対象事業のうち消防自動車購入に伴う事業費38,500千円、防災情報通信設備に伴う事業費613千円、子ども手当支給に伴う電算システム改修費4,175千円、既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業費13,329千円及び地域活性化・きめ細かな臨時交付金対象3事業に係る事業費54,305千円については、翌年度へ繰越します。

翌年度へ繰り越すこととなる理由は、消防自動車については、経済危機対策臨時交付金による消防自動車購入事業が、他市町村においても同事業が実施され生産が集中したため、納品が年度内に完了しないためであり、スプリンクラー整備事業については、国からの内示が昨年8月の予定が、本年1月にずれ込んだため、事務事業全体もずれ込んだためです。

また、きめ細かな臨時交付金による3つの事業につきましても、国の補正予算第2号の成立が本年1月28日であり、関係事業費を本議会に補正予算として計上しておりますが、議決をいただいた後の執行となりますので、年度内の事業完了が見込めないとしているためです。

以上が、補正予算第6号の概要であります。

次に、日程第8 議案第6号は、平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。

本補正予算は、歳出で、2款保険給付費の一般被保険者高額療養費の追加、7款共同事業拠出金の減額及び8款保健事業費における特定健康診査等事業費の減額などの補正要因について、関係項目を調整し、歳入歳出それぞれ5,674千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,261,973千円としました。

補正の主なものは、歳入で、

3款 国庫支出金 追加	4,916千円
4款 療養給付費交付金 減額	641千円
5款 県支出金 減額	281千円
8款 共同事業交付金 追加	3,807千円
10款 繰入金 減額	2,737千円
12款 諸収入 追加	610千円

歳出で、

1款 総務費 減額	32千円
2款 保険給付費 追加	19,974千円
7款 共同事業拠出金 減額	12,472千円
8款 保健事業費 減額	1,796千円

として調整しております。

以上が、補正予算第5号の概要であります。

次に、日程第9 議案第7号は、平成21年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、予算総額は、22,109千円に変更ありませんが、款項の区分ごとの金額を補正いたしております。

歳入で、6款諸収入において、第三者納付金の受け入れに伴い、歳入科目内の財源充当を変更しております。

補正の主なものは、歳入で、

1款 支払基金交付金 減額	281千円
2款 国庫支出金 減額	186千円
3款 県支出金 減額	46千円
4款 繰入金 減額	46千円
6款 諸収入 追加	559千円

として調整しております。

以上が、補正予算第2号の概要であります。

次に、日程第10 議案第8号は、平成21年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。

本補正予算は、歳入は、一般会計からの繰入金の追加及び諸支出金の保険料還付金や還付加算金の減額です。

また、歳出では総務管理費、及び市町村合併に伴う後期高齢者広域連合市町村事務費の追加、保険基盤安定負担金の確定に伴う追加及び還付金や還付加算金の減額等、関係項目を調整し、歳入歳出それぞれ304千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ254,556千円としました。

補正の主なものは、歳入で、

2款 使用料及び手数料 減額	17千円
4款 繰入金 追加	1,213千円
6款 諸収入 減額	892千円

歳出で、

1款 総務費 追加	715千円
2款 後期高齢者医療広域連合納付金 追加	507千円
3款 諸支出金 減額	900千円
4款 予備費 減額	18千円

として調整しております。

以上が、補正予算第3号の概要であります。

次に、日程第11 議案第9号は、平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、予算総額は、1,353千円で増減はありませんが、款項の区分ごとの金

額を補正いたしております。

補正の主なものは、歳入で、

1 款	貸付金回収金	追加	1 7 6 千円
2 款	繰入金	減額	1 7 6 千円
5 款	繰越金	追加	1 千円
6 款	雑収入	減額	1 千円

として調整しております。

以上が、補正予算第 1 号の概要であります。

次に、日程第 1 2 議案第 1 0 号は、平成 2 1 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第 3 号であります。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 9, 9 2 5 千円といたしております。

補正の主なものは、歳入で

1 款	財産収入	追加	2 0 5 千円
2 款	繰入金	減額	7 0 千円

歳出で

1 款	事業費	追加	1 3 5 千円
-----	-----	----	----------

として調整しております。

以上が、補正予算第 3 号の概要であります。

次に、日程第 1 3 議案第 1 1 号は、平成 2 1 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第 1 号であります。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 0 3 6 千円といたしております。

補正の主なものは、歳入で

1 款	財産収入	追加	5 2 4 千円
2 款	繰入金	追加	3 1 千円
3 款	分担金	減額	3 0 千円

歳出で

1 款	事業費	追加	5 2 5 千円
-----	-----	----	----------

として調整しております。

以上が、補正予算第 1 号であります。

次に、日程第 1 4 議案第 1 2 号は、平成 2 1 年度鞍手町水道事業会計補正予算第 4 号であります。

本補正予算の主な内容は、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出において、補正はありません。

次に、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出において、収入の総額を 5, 8 2 9 千円減

額し、81,236千円とし、支出の総額を6,970千円減額し、152,827千円としています。

収入については、設計業務委託料の入札執行残により、設計業務委託料が減少したため、国庫補助金を1,829千円、企業債を4,000千円それぞれ減額しています。

支出については、設計業務委託料を6,970千円減額しています。

なお、収支差引不足額71,591千円については、当年度分損益勘定留保資金から補填いたします。

以上が、補正予算第4号の概要であります。

以上、日程第7 議案第5号から 日程第14 議案第12号までの8件についての提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○副議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第15 議案第13号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第15 議案第13号については、平成22年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたり、予算編成にかかる背景と重点施策及び編成内容の概略にふれながら施政方針を申し述べます。

まず、はじめに国の予算等の状況を申し上げます。

政府は、新政権発足後からこれまでの既成概念にとらわれることなく、「歳出の中身」を抜本的に変える財政政策の大改革に乗り出すとともに、現下の厳しい経済・雇用状況、直面する円高・デフレ状況からの脱却を目指し、平成21年12月8日の閣僚会議において「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定されております。

この閣議決定に基づいて、平成22年度の「予算編成の基本方針」が閣議決定され、平成22年度国の予算編成にあたっては、1. 経済・社会の現状 — 歴史的転換点に立って、2. 予算編成の基本理念 — 既存の「官」のあり方を問い直す、

3. 平成22年度予算の重点分野 — 「人間のための経済」、4. 新たな成長戦略の策定 — 日本に輝きを取り戻すために、

5. 予算編成過程を刷新する。とする五つの柱からなる基本方針に基づいて予算編成されております。

この基本方針に基づいて編成された平成22年度国の一般会計予算の規模は、過去最高の9兆2千992億円で 前年に比べて4.2%の増、額にして3兆7千512億円の増額

となっています。

また、財政投融资計画については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等を踏まえ、企業等金融支援関連や地方公共団体向けを中心に必要な資金需要に的確に対応することとしており、その規模は、1兆8千3億5千69億円で、前年に比べて15.7%の増、額にして2兆4千9億3千7億円の増額となっています。

次に、国の地方財政対策について申し上げます。

平成22年度においては、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、定数削減や人事院勧告に伴う給与費関係が大幅に減少しても、なお、財源不足が過去最大の規模に拡大すると見込まれています。

このような状況により、平成22年度の地方財政の歳入歳出規模は、総額で8兆2千1億2千00億円、前年度に比べて0.5%の減となっております。

しかしながら、「平成22年度予算編成の基本方針」において、「地域のことは地域で決める」とする地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財政の所要の財源確保をすることとして、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくこととされています。

このため、地方交付税は、前年度と比較して1兆7千3億3千3億円で、率にして6.8%の増となっています。

また、臨時財政対策債も前年度と比較して2兆5千5億8千3億円で、率にして49.7%の増となっています。

これにより、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は、前年度と比較して3兆6千3億1千6億円で、率にして17.3%の増となる2兆4千6億4千4億円でとなっております。

以上が、国が示した平成22年度の予算及び財政投融资計画と地方財政対策の基本的な考え方です。

次に本町の平成22年度の予算編成について、申し上げます。

本町の平成22年度予算は4月に町長選挙がありますので新規事業や政策的費用を盛り込まない骨格予算として編成しています。

歳入については、現時点で確保できるものを全て計上しています。

その結果、平成22年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ5,860,682千円となっています。

これは平成21年度の当初予算5,804,689千円と比較しますと1%の増、金額にして、55,993千円の増額となっています。

骨格予算としながらも増額となっている主な要因は、まず一つは、平成21年度に行った一般職の職員の給与削減分を通常どおりとしたことと、並びに特別職及び一般職職員の退職手当の増加分等の人件費で95,488千円が増となっていることがあげられます。

また二つ目の要因としては、子ども手当制度創設に伴う事業費分が152,297千円、平成21年度からの継続事業として中学校の耐震工事に伴う事業費分137,804千円などがあげられます。

平成22年度において、歳出予算が大きく減額となったものに（仮称）筑豊インターチェンジアkses道路負担金143,500千円や関連する公有財産購入費等49,321千円及び公債費114,174千円などがあげられますが、減額分より増加分が上回り、結果的に55,993千円の増額となっています。

以上のような基本的な考えと財政状況を踏まえながら予算を編成いたしました。

当会期中に提案する関連議案とともにご審議の上、ご承認賜りたく、平成22年度一般会計予算の提案にあたり、その大綱を申し述べ、提案説明といたしますが、詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

歳出から費目ごとに主要事業とその予算額について申し上げます。

1款 議会費では、92,755千円を計上しています。

これは、議会運営に伴う人件費や物件費等の全体的な経費です。

2款 総務費では、総額923,249千円を計上しています。

総務管理費の一般管理費では、特別職及び一般職職員の退職手当を合計で204,147千円を計上しています。

総務管理費の財政管理費では、平成22年度分基金繰替運用元金償還金及び利子償還金合計で50,312千円を計上しています。

電算管理費では、平成23年度の電子計算機の更新に係るシステム開発等の支援をお願いするとして支援業務委託料を計上しています。

戸籍住民基本台帳費では、国民投票に係る投票人名簿を調整するための情報システムを構築する予算を計上しています。

住民基本台帳ネットワークシステムや戸籍総合システム機器等使用料等を合わせて50,

708千円を計上しています。

選挙費では、平成22年度は参議院議員通常選挙、鞍手町町長選挙及び町議会議員補欠選挙が実施されますので所要額を計上しています。

統計調査費では、5年ごとに実施されます国勢調査が、本年10月1日を基準日として実施されますので、その所要額を計上しております。

3款 民生費では、総額2,063,251千円を計上しています。

社会福祉費の社会福祉総務費は、例年実施しています

- 福祉タクシー料金助成事業、
- 障害者住みよか事業助成金、
- 社会福祉協議会補助金

等の所要額を計上していますが、平成22年度分の繰出金のうち、介護老人保健施設事業会計への繰出金については計上していませんので、平成21年度と比較して15,817千円少ない389,510千円を計上しています。

老人福祉総務費では、

- 老人保護措置費委託料、
- 緊急通報システム委託料、
- 在宅介護支援センター運営業務委託料、
- 生きがい活動支援通所事業委託料
- 高齢者住みよか事業助成金等、老人福祉の向上を推進するための所要額を計上しています。

介護保険事務費では、介護保険広域連合負担金として250,283千円を計上しています。

これは、平成21年度当初予算に比べて1,038千円の減額になっています。

重度障害者医療対策費は、平成21年度の名称「重度心身障害者医療対策費」から改められたものであり、平成22年度は54,954千円を計上しております。

総合福祉センター施設費では、総合福祉センターの指定管理料として77,160千円を計上しています。

これは、平成21年度当初予算に比べて3,485千円の減額になっています。

介護予防事業費では、65歳以上を対象にした介護予防のための運動教室や口腔教室等を実施しています。

また、在宅支援として家族介護者交流事業や食の自立支援事業等に係る予算を計上しています。

障害者自立支援費では、平成18年4月から身体、知的、精神の3障害者を区分せず福祉サービスを「一元化」する障害者自立支援法が施行され4年が経過しました。

本町では、居宅介護費等の介護給付費、施設支援費、自立訓練費等の訓練等給付費、補装具費などの障害者が自立することを支援するための予算として281,549千円を計上しています。

児童福祉総務費では、平成22年度から新設されます子ども手当の予算のうち、本町職員分の予算13,728千円を含む182,375千円を計上しています。

児童福祉施設費では、保育所3所の乳幼児室の畳を汚れにくい畳へ取替えるため、1,501千円を計上しています。

また、保育所運営費負担金に伴う歳出科目を私立保育所負担金と広域保育所負担金を一本に統合し、私立・広域保育所運営費負担金として計上しています。

さらに、新政権の行政刷新会議の事業仕分けの評価結果により、次世代育成支援対策事業の一環として行われてきた延長保育促進事業は、児童育成事業の中で取り組むこととなり、延長保育促進事業費については、平成22年度より児童福祉施設費に計上しております。

児童措置費では、平成22年度から子ども手当が創設されることにより、中学生までの子ども1人あたりに対して、月額13千円が支給されます。

この子ども手当制度は、これまでの児童手当制度を残し、従来の児童手当を超えた分を子ども手当として支給する仕組みとなっています。

したがって、児童手当分として18,860千円、子ども手当分として247,468千円、合計266,328千円を児童措置費として計上しております。

なお、子ども手当制度創設に伴い児童措置費は、平成21年度と比較して152,297千円の増となっております。

乳幼児医療対策費では、平成21年度から少子化対策及び乳幼児を抱える家庭の医療費負担の軽減を図ることとして小学校就学前までを対象としており、

平成22年度につきましてもその所要額を計上しています。

ひとり親家庭等医療対策費につきましては、例年どおりの所要額を計上しています。

次に児童福祉費に、平成22年度から創設される子ども手当支給に関連して新しい予算科目として、11目 子ども手当事務費及び12目 子ども手当初年度事務費を設けて所要額を計上しています。

人権推進事業費では、男女共同参画の推進に伴う問題解決の相談委員としての報酬や周知活動として講演会を実施する予定でありますので、その所要額を計上しています。

また、地域人権啓発活性化事業として、「人権の花運動」を実施するための所要額を計上しています。

4款 衛生費では、総額689,233千円を計上しています。

保健衛生費では、総合福祉センターの保健棟・勤労者ふれあい棟を拠点として、食生活改善推進事業や健康運動支援事業等を実施し本町住民の保健及び健康増進に係る事業費176,576千円を計上しています。

なお、この保健衛生費には、例年どおり、町立病院事業への前期分繰出金113,243千円を含めて計上しております。

予防費では、例年どおり乳幼児の予防接種、高齢者のインフルエンザ予防接種の充実を図り、疾病の予防に努めてまいります。

また、平成21年度流行しました新型インフルエンザ予防接種に対する補助金についても、平成22年度所要額を計上しています。

環境衛生費では、葬斎場の指定管理料として、平成21年度より272千円少ない18,462千円を計上しています。

健康増進事業費では、例年どおり基本検診や総合がん検診を実施するため、18,932千円を予算計上しています。

母子保健対策費では、次世代育成支援行動基本計画に沿って母性並びに乳幼児の健康対策支援等の所要額として、15,239千円を計上しています。

し尿処理費では、衛生センターの指定管理料78,742千円を含む、94,350千円を予算計上しています。

じん芥処理費では、宮若市外二町じん芥処理施設の運営負担金を含む、32

0, 271千円を計上しています。

小型浄化槽整備事業費では、平成21年度と同様に27基を補助対象とし、補助金を交付するための経費として10,821千円を計上しています。

5款 労働費は、平成21年度より19,528千円増の29,528千円を計上しています。

労働諸費につきましては、平成21年度と同様に、九州労働金庫への預託金として、10,000千円を計上しています。

また、平成21年度より取り組んでいます緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費の平成22年度分事業費として14,028千円を、ふるさと雇用再生特別基金事業費として5,500千円を計上しています。

6款 農林水産事業費は、86,325千円を計上しています。

現在の日本の農業情勢につきましては、農業従事者の高齢化、米価低迷、後継者不足により耕作放棄地等が増えている状況であり、厳しさが増すばかりであります。

国の政策によって平成22年度に戸別補償制度のモデル事業が開始され、農業政策の大きな転換期を迎えているところであります。

本町においても米の計画的生産、水田を有効活用した麦・大豆等の生産推進を図るなどの水田農業構造改革に努めております。

これにより、農業振興費で、町内5地区で取り組んでいます「農地・水・環境保全向上活動支援事業」への補助金2,249千円、園芸農業の育成、持続的な発展を図る「活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金」の補助金3,065千円などを計上しています。

また、水田農業経営確立対策費に、水稻作付と同等の所得を得るための本町独自の「計画転作互助方式推進事業費補助金」として18,235千円などを計上しています。

7款 商工費では、総額49,349千円を計上しています。

商工総務費では、平成21年度と比較して5,680千円減の7,786千円を計上しています。

商工振興費では、鞍手町商工会へ4,000千円、産業まつりへ1,800千円の補助金を計上しています。

また、町内の公共交通を確保するため、鞍手町コミュニティバスの運行経費への補助金として4,895千円、西鉄バス赤字路線の運行を継続するための負担金として18,164千円を計上しています。

さらに、町内の公共交通のあり方について検討するために平成21年度に発足した鞍手町

地域公共交通活性化協議会に対する負担金として5,495千円を計上しています。

8款 土木費では、国や県の直轄事業に伴う地元自治体の負担金制度が見直されたこと等により、平成21年度より230,790千円少ない362,465千円を計上しています。

土木総務費では、砂防事業地元負担金や道路改築事業地元負担金などが見直されたことから平成21年度より14,590千円少ない40,878千円を計上しています。

道路橋梁費は、平成21年度より1,639千円少ない43,331千円を計上しています。

なお、急傾斜地崩壊対策事業費については、隔年事業としていることから平成22年度については、予算計上していません。

住宅管理費では、修繕費に2,700千円、工事請負費に10,000千円を計上しています。

公園整備費では、大谷自然公園の指定管理料として6,535千円を計上しています。

都市計画総務費では、先にも述べましたように県事業に伴う地元自治体の負担金制度が見直されたことに伴い、インターチェンジアクセス道路県負担金分が減額となり、都市計画総務費全体で平成21年度当初予算と比較して187,647千円少ない29,939千円を計上しています。

下水道総務費では、流域関連公共下水道事業特別会計繰出金182,946千円を計上しています。

平成21年度当初予算に比べて1,985千円の減額になっています。

9款 消防費では、総額305,043千円を計上しています。

常備消防費では、直轄広域消防事務組合負担金として、271,033千円を計上しています。

非常備消防費では、消防団員の報酬、費用弁償及び防火水槽設置工事費等の経費として28,200千円を計上しています。

10款 教育費では、総額512,791千円を計上しています。

事務局費で、平成21年度の耐震診断委託料分が減額となることから平成21年度当初予算と比較して46,648千円少ない88,065千円を計上しています。

小学校管理費では、小学校6校分の教師用コンピューター機器等の使用料3,528千円を含む36,593千円を計上しています。

中学校管理費で、平成21年度実施した耐震診断結果を受け、中学校2校の耐震補強が急がれることから平成22年度に137,804千円の工事請負費を含む166,222千円

を計上しています。

社会教育費で、「家庭教育学級」、「子供フェスタ」、「読み聞かせ出前講座」、「ブックスタート」等を計画的、継続的に行うための所要額を計上しています。

12款 公債費では、736,684千円を計上しています。

平成21年度当初予算に比べて114,174千円の減額になっています。

以上が、平成22年度の主要事業と歳出予算であります。

次に、歳入予算について、申し上げます。

1款 町税については、平成22年度当初予算は、1,694,878千円を計上しています。

これは、依然、低迷する景気の影響を受け、平成21年度当初予算より28,698千円の減額となっております。

町民税で723,026千円を計上しています。

これは、平成21年度の776,046千円と比較して6.8%の減、額にして53,020千円の減額となっています。

個人町民税は、611,769千円を計上しています。

これは、平成21年度計上額の622,012千円に比較して1.6%の減、額にして10,243千円の減額となっています。

法人町民税につきましても、景気に大きく左右されますので、平成21年4月から11月までの収入実績を勘案し、111,257千円を計上しています。

これは、平成21年度計上額の154,034千円に比較して27.8%の減、額にして42,777千円の減額となっています。

固定資産税は、平成21年度が評価替の年でありましたので、平成21年度と比較して増額となっております。

これは、平成21年度計上額の798,222千円に比較して2.6%の増、額にして21,128千円の増額となっています。

軽自動車税は、37,206千円を計上しています。

これは、平成21年度計上額の36,351千円に比較して2.4%の増、額にして855千円の増額となっています。

町たばこ税につきましては、今国会に平成22年度中の税の引き上げの法案が審議されていますが、平成21年度と同額の110,000千円を計上しています。

2款 地方譲与税は、66,000千円を計上しています

地方揮発油譲与税は、道路特定財源の一般財源化に伴い、平成21年度に改正されています。

平成22年2月までの実績と平成22年度の地方財政計画を考慮し、地方揮発油譲与税については6,000千円、自動車重量譲与税については、平成21年度と同額の60,000千円計上しています。

3款 利子割交付金は、平成21年度と同額の6,000千円を計上しています。

4款 配当割交付金は、平成21年度の決算見込を考慮し、1,860千円を計上しています。

5款 株式等譲渡所得割交付金は、平成22年1月末の収入状況を考慮し、平成21年度より1,150千円減額した850千円を計上しています。

6款 地方消費税交付金は、景気の状態が依然厳しい状況にあることから、平成21年度と同額の140,000千円を計上しています。

7款 ゴルフ場利用税交付金は、ここ数年の収入実績を考慮し、平成22年度は586千円の増とする21,622千円を計上しています。

8款 自動車取得税交付金は、平成21年度より目的税から普通税に改められています。

また、同年度から導入されましたエコカー減税により減収することが見込まれます。

したがって、平成22年度の自動車取得税交付金は、平成21年度の収入状況を考慮し、20,000千円減額し、20,000千円を計上しています。

なお、エコカー減税による減収分の一部につきましては、地方特例交付金として補てんされることとなっています。

9款 地方特例交付金は、児童手当の改正に伴う自治体の負担増加分や住宅借入金等特別税額控除による減収分、及び先に述べました自動車取得税の減税措置による自動車取得税交付金の減収に伴う減収補てんを地方特例交付金として交付されます。

また、平成22年度から創設される子ども手当に伴う自治体の負担増加分の一部につきましても、この特例交付金で措置されることとなっていますので、平成21年度より10,000千円増額した20,000千円を計上しています。

10款 地方交付税は、国の平成22年度地方財政計画において、地方が自由に使える財源を増やすこととして普通交付税の出口ベースで1.1兆円、率にして6.8%の増額とされています。

また、臨時財政対策債を含め実質的な地方交付税の総額は、17.3%増となっています。

しかし、臨時財政対策債は、市町村レベルで約50%の増額となっていますので、臨時財政対策債を除いて交付される実質的な地方交付税については未確定です。

したがって、普通交付税及び特別交付税いずれも平成21年度当初予算と同額の18億円と2億6千万円 合わせて20億6千万円を計上しています。

12款 分担金及び負担金は、平成21年度に計上していました収入を基に相当額の計上をしています。

13款 使用料及び手数料につきましては、平成21年度、総合福祉センターの手数料等の見直しを行ったことから、民生使用料で9,000千円減収としております。

平成22年度当初予算におきましては、この影響額を反映した174,143千円を予算計上しています。

なお、高等学校授業料の無償化に伴う予算措置については、今国会の審議・可決状況や歳入予算科目が明確になっていないこと等を考慮し、平成22年度当初予算におきましては、一旦、授業料による歳入として計上しておりますが、歳入予算科目等が明確になり次第、補正予算で対応させていただきます。

14款 国庫支出金は、平成21年度当初予算より234,056千円増の474,635千円を計上しております。

増額となった主な要因のうち国庫負担金においては、子ども手当の創設等に伴う民生費国庫負担金161,937千円増があります。

国庫補助金においては、学校耐震化に伴う教育費国庫補助金75,472千円などが挙げられます。

15款 県支出金は、平成21年度当初予算より24,124千円増の380,478千円を計上しております。

増額となった主な要因のうち県負担金においては、子ども手当の創設等に伴う県負担金27,960千円増がありますが、衛生費県負担金、国民健康保険基盤安定県負担金及び県事務委譲交付金の減額により県負担金10,048千円の増となっております。

また、県補助金においては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金及びふるさと雇用再生特別基金事業補助金により労働費県補助金が19,524千円増となっております。

しかし、民生費県費補助金や土木費県費補助金等の減額により県補助金全体では、6,996千円の増にとどまっています。

16款 財産収入については、平成21年度の収入状況により904千円を計上しています。

17款 寄附金については、平成21年度と同様の予算計上を行っております。

18款 繰入金については、高齢療養費支払資金貸付基金からの繰入金を1,000千円減額したことにより、平成22年度当初予算は2,003千円を計上しています。

19款 繰越金については、平成21年度と同額を計上しております。

20款 諸収入については、169,444千円を計上しています。

これは、平成21年度より247,786千円少ない額となっております。減額となった主な理由は、平成21年度当初予算編成における歳入不足を補うためにかんがい基金より211,297千円の基金繰替運用をおこなっていますが、平成22年度当初予算においては仮称筑豊インターチェンジアクセス道路地元負担金や公債費の減額により一般財源による歳出が減少したため、基金繰替運用をする必要はありませんでした。

21款 町債については、平成22年度、506,865千円を計上しています。

これは、平成21年度と比較して115,765千円の増額となっております。

増額となった主な要因は、平成22年度、土木債を発行しないため87,400千円の減額となるものの、学校施設耐震補強事業に伴う学校施設整備債が5,100千円増となること、地方財政計画により臨時財政対策債に対する国の予算が約50%増となったことを考慮して、平成22年度の臨時財政対策債を平成21年度と比較して134,165千円増としたこと、定年退職者の増により退職手当債を63,900千円増としたことによるものです。

以上が平成22年度の歳入の主要項目と予算額です。

なお、これらの充当財源としましては、平成22年度性質別予算比較表を添付していますので、ご参照願います。

また、予算総則としましては歳入歳出規模、地方債、一時借入金の最高限度額及び歳出予算の流用について、それぞれ提案し、関係書類を添付しています。

詳細については、企画財政課長が説明いたしますので、ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いたします。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

町長に代わって説明をいたします。

日程第16 議案第14号から 日程第22 議案第20号までの7件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第16 議案14号は、平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算につきましては、歳入は、厳しい社会情勢による所得の減少に伴う国民健康保険税、高額療養費及び財政調整交付金、歳出では、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費及び後期高齢者支援金など、関係項目を調整し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,189,842千円といたしました。

主な内容は、歳入で、

1 款	国民健康保険税	377,084千円
3 款	国庫支出金	663,997千円
4 款	療養給付費交付金	170,628千円
5 款	県支出金	71,223千円
7 款	前期高齢者交付金	526,615千円
8 款	共同事業交付金	258,456千円
10 款	繰入金	120,617千円

歳出で、

1 款	総務費	15,464千円
2 款	保険給付費	1,593,869千円
3 款	後期高齢者支援金等	209,187千円
5 款	老人保健拠出金	4,983千円
6 款	介護納付金	99,638千円
7 款	共同事業拠出金	248,747千円
8 款	保健事業費	15,356千円
10 款	諸支出金	1,502千円

として調整しております。

以上が、平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算の概要であります。

次に、日程第17 議案第15号は、平成22年度鞍手町老人保健特別会計予算であります。

本予算につきましては、平成19年度で、老人保健制度が廃止されましたが、歳入については、2年前の医療給付費を精算、歳出については、月遅れの医療給付費等の支払いを考慮し、所要額を計上しています。

予算総額を、歳入歳出それぞれ6,149千円といたしました。

主な内容は、歳入で、

1 款	支払基金交付金	3,069千円
2 款	国庫支出金	2,044千円
3 款	県支出金	511千円
4 款	繰入金	520千円

歳出で、

2 款 医療諸費	6, 135 千円
----------	-----------

として調整しております。

以上が、平成22年度鞍手町老人保健特別会計予算の概要であります。

次に、日程第18 議案第16号は、平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算につきましては、歳入では、後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金を、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を主なものとして計上し、予算総額を、歳入歳出それぞれ177, 793千円としています。

主な内容は、歳入で、

1 款 後期高齢者医療保険料	116, 991 千円
4 款 繰入金	59, 570 千円
5 款 繰越金	75万6千円
6 款 諸収入	40万6千円

歳出で、

1 款 総務費	1, 118 千円
2 款 後期高齢者医療広域連合納付金	176, 203 千円
3 款 諸支出金	400 千円

として調整しております。

以上が、平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

次に、日程第19 議案第17号は、平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算につきましては、予算総額を、歳入歳出それぞれ1, 351千円といたしました。

主な内容は、歳出で、

1 款 事務費	80 千円
2 款 公債費	1, 271 千円

この財源といたしまして、

1 款 貸付金回収金	272 千円
2 款 繰入金	964 千円
4 款 県支出金	114 千円

として調整しております。

以上が、平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算の概要であります。

次に、日程第20 議案第18号は、平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算につきましては、予算総額を、歳入歳出それぞれ738, 394千円といたしました。

主な内容は、歳入で、

1 款 分担金及び負担金	34,511千円
2 款 使用料及び手数料	53,806千円
3 款 国庫支出金	200,000千円
4 款 県支出金	2,040千円
6 款 繰入金	213,251千円
8 款 諸収入	4,002千円
9 款 町債	230,500千円

歳出で、

1 款 総務費	94,980千円
2 款 建設費	479,000千円
3 款 公債費	164,413千円

として調整しております。

なお、建設費につきましては、中山、西川各処理分区の面整備工事及び、中山処理分区の調査業務委託を行う計画であります。

以上が、平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算の概要であります。

次に、日程第21 議案第19号は、平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内11箇所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして計上し、歳入歳出予算総額を、それぞれ93,421千円といたしております。

主な内容は、歳入で

1 款 財産収入	24,897千円
2 款 繰入金	68,523千円

歳出で

1 款 事業費	93,421千円
---------	----------

として調整しております。

以上が、平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算の概要であります。

次に、日程第22 議案第20号は、平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について年間必要維持管理経費を主なものとして計上し、歳入、歳出予算総額を、それぞれ9,992千円といたしております。

主な内容は、歳入で

1 款 財産収入	3,151千円
2 款 繰入金	6,599千円
3 款 分担金	241千円

歳出で

1 款 事業費 9, 992 千円

として調整しております。

以上が、平成 22 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算の概要であります。

以上、日程第 16 議案第 14 号から 日程第 22 議案第 20 号までの 7 件についての提案説明であります。

ご審議の上 ご協賛のほど よろしくお願いいたします。

○副議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14 時 14 分

再開 14 時 29 分

○副議長 日高 直幸君

会議を再開します。

日程第 16 議案第 14 号から日程第 22 議案第 20 号までの 7 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第 23 議案第 21 号から 日程第 25 議案第 23 号までの 3 件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 23 議案第 21 号は、平成 22 年度鞍手町水道事業会計予算であります。平成 22 年度の水道事業に於ける業務の予定量は、給水戸数 6, 763 戸、年間総給水量 1, 641, 372 m³、1 日平均給水量 4, 496 m³といたしております。

予算第 3 条収益的収入及び支出では、事業収益 306, 710 千円に対し、事業費用 306, 328 千円で、差引 382 千円の利益を見込んでおります。

次に、予算第 4 条資本的収入及び支出では、資本的収入 399, 309 千円に対し、資本的支出 511, 597 千円で、差引 112, 288 千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等から補填するようにいたしております。

なお、資本的支出の主なものにつきましては、下水道関連の配水管布設替、老朽配水管の布設替、浄水場改良事業に伴う工事請負費及び管理業務委託料などです。

以上が、平成 22 年度鞍手町水道事業会計の概要であります。

次に日程第 24 議案第 22 号は、平成 22 年度鞍手町病院事業会計予算であります。

町立病院は、設置目的である町民の健康保持のために必要な医療を提供し、常に企業の経済性を発揮すると共に、公共の福祉を増進し、また、企業として健全経営化に向けて努力し

ているところでございます。

予算におきましては、人件費、必要経費等の節減など経営安定に努力しながら編成いたしております。

予算第3条収益的収入及び支出では、事業収益2,719,201千円に対し、事業費用2,713,554千円で差引5,647千円の利益を見込んでおります。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入94,600千円に対し資本的支出137,804千円で差引43,204千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしております。

なお、一般会計からの繰入金につきましては、当初予算で総額の2分の1の計上を行い、後期分につきましては、今後の補正予算で計上する方針であります。

以上が、平成22年度鞍手町病院事業会計予算の概要であります。

次に、日程第25 議案第23号は、平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算であります。

介護老人保健施設は、介護保険法の規定に基づく要介護者及び要支援者の心身の状況等に応じて適切な施設サービスを提供し、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進し、また、企業として健全経営化に向けて努力しているところでございます。

予算におきましては、人件費、必要経費等の節減など経営安定に努力しながら編成いたしております。

予算第3条収益的収入及び支出では、事業収益331,916千円に対し、事業費用331,349千円で差引567千円の利益を見込んでおります。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入1千円に対し、資本的支出23,560千円で差引23,559千円の不足となりますが、不足額につきましては当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしております。

以上が、平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算の概要であります。

以上、日程第23 議案第21号から 日程第25 議案第23号までの3件についての提案説明であります。

ご審議の上 ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○副議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第23 議案第21号から日程第25 議案第23号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第26 議案第24号から 日程第28 議案第26号までの3件について、提案説明を申し上げます。

日程第 2 6 議案第 2 4 号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減、及び日程第 2 7 議案第 2 5 号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減の 2 件につきましては、理由・内容が同一でありますので、あわせて説明いたします。

前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が廃止され、その区域をもって糸島市が設置されたこと並びに八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃止され、その区域が八女市に編入されたことに伴い、「福岡県自治振興組合」及び「福岡県市町村災害共済基金組合」では構成地方公共団体が増減することから合併特例法第 1 4 条第 1 項及び地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定に基づき、「地方公共団体の数の増減」に係る議決を求めるものであります。

次に、日程第 2 8 議案第 2 6 号は、福岡県 介護保険広域連合の規約の変更であります。

介護保険業務の集約化による経費の削減及び介護保険事業のより公正な運営等を目的とした支部の再編を行ったことに伴い、支部長の人数を変更するものです。

以上、日程第 2 6 議案第 2 4 号から、日程第 2 8 議案第 2 6 号までの 3 件についての提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしく申し上げます。

○副議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日 4 日から 7 日までの 4 日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日 4 日から 7 日までの 4 日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 1 4 時 4 1 分

平成22年鞍手町議会第1回定例会会議録（第2号）							
平成22年3月8日							
招集場所 鞍手町役場議事堂							
開会開議			副議長				
開閉会日時			平成22年3月8日 午後1時00分		日高直幸		
及び宣告			閉会開議		副議長		
			平成22年3月8日 午後4時32分		日高直幸		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別	
	1	原 哲 也	出 欠	11	毛 利 喬	出 欠	
	2	香 原 暹	出 欠	12	久 保 田 正 之	出 欠	
	3	星 正 彦	出 欠	13	宇 田 川 亮	出 欠	
	4	欠 員					
	出席 11人	5	武 谷 保 正	出 欠			
	欠席 0人	6	岡 崎 邦 博	出 欠			
	欠員 2人	7	欠 員				
		8	栗 田 幸 則	出 欠			
		9	川 野 高 實	出 欠			
	10	日 高 直 幸	出 欠				
会議録署名 議員	9番	川 野 高 實		11番	毛 利 喬		

職 出 務 席	議会事務 局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務 局長補佐	久 保 田 隆 一	出 欠
	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計収納 対策課長	田 中 正 一	出 欠
	副町長	古 野 和 雄	出 欠	建設課長	梶 栗 英 正	出 欠
	教育長	山 本 喜 久 男	出 欠	企画財政 課 長	本 松 吉 憲	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道 課 長	吉 田 正 行	出 欠
	福祉人権 課 長	松 澤 守	出 欠	病院事務 局 長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民 課 長	熊 井 照 明	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	原 繁 幸	出 欠	保険健康 課 長	松 尾 保 則	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成22年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月8日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
2番 香原 暹	<p>1. 仕組債購入問題について</p> <p>(1) 町長が在任期間中、合計で11億3000万円の仕組債を購入したことになるが、現在保有している5億円以外の詳細について明らかにしてほしい</p> <p>(2) 現在保有している5億円分の仕組債の直近の状況は</p> <p>(3) 仕組債購入問題について説明会を開催する考えは</p> <p>2. 福祉バスの導入について</p> <p>(1) 平成19年3月に巡回バス導入検討委員会の結論が出た後、町としても導入の計画発表があった。未だに実施されない理由は何か</p>	町長
13番 宇田川 亮	<p>1. 県政と県町村会汚職事件について</p> <p>(1) 県町村会での汚職事件に関する内容は</p> <p>(2) 徹底解明と再発防止策を要求する考えは</p>	町長
8番 栗田 幸則	<p>1. 子ども手当制度について</p> <p>(1) 子ども手当は中学生までの子どもが対象だが、制度の概要は。また、本町の受給対象者は何名か</p> <p>(2) 厚生労働省は全額国費負担を目指したが、2010年度は国や地方、事業主が負担する児童手当を残し、それに国費を上乗せする方式となっている。町の負担はないのか</p> <p>(3) 2010年度は13,000円、2011年度からは26,000円を支給することになっているが、今後国に対して、全額国費でという要望はやっていくのか</p> <p>2. 過疎法による経済対策について</p> <p>(1) 2010年4月施行予定の過疎法の6年間延長により、鞍手町は過疎地に指定され、過疎債による財政支援を受けられるようになるが、町道や下水道整備といったインフラ整備だけでなく、ソフト事業に取り組む考えはあるか</p>	町長

平成 22年3月8日(第2日)

開議 13時00分

○副議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に9番議員 川野 高實君の質問を許可します。

川野 高實君

○9番 川野 高實君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。ご存じのように1月17日は、6400名余りの方が犠牲になった阪神淡路大震災から今年で15年目の節目を迎えたところでございます。愛知で5098人の犠牲者を出した伊勢湾台風からも、昨年9月で50年の節目にあたり、また昨年は中国の四川省、今年になってハイチで地震により大きな犠牲者が出ております。それからチリの大地震があり、大津波が来るのではということでしたが、幸いにもそこまでの津波は来なかったようでございます。何時そういう自然災害、大地震が起こるか分からないと思っているところでございます。

犠牲となられた方のご冥福を改めて祈ると共に、大地震、大災害への確かな備えをする決意を新たにしていきたいと思っております。東海、東南海、南海、首都直下。巨大地震がいつ起きてもおかしくないと言われております。幸いなことに鞍手町は、地震が比較的少ないと言われておりますが、しっかりと対応していかなければいけない。「備えあれば憂いなし」という言葉もあります。阪神大震災後も大きな地震が列島各地で起きたわけですが、阪神大震災規模の大都市部を直撃した地震が無いためか、防災への意識が薄れはじめているのではないかという感じがしています。自然災害に対し、教訓を忘れず、確かな備えをしておかなければいけないと思っております。地震被害の半減を目標に、建築基準法の耐震基準が強化された1981年以前の建築物について、国を上げて耐震化を進めてまいりました。目標は2015年までに住宅の耐震化率90%を目指す。それが約75%に留まっている状況でございます。目標年まで後5年です。そこで今日は安全安心の町づくり、自然災害、大地震時の対応について質問を進めていきたいと思っております。阪神大震災の経験や教訓は、まだ十分に活かされていないのが現状ではないかと思えます。犠牲者の8割は住宅の倒壊や家具の転倒による窒息死、圧死だったと言われております。この原因は、大半が建物の耐震性の低さに起因する、耐震補強さえしておけばと慚愧の念を込め、当時誰もが口にした言葉と聞いております。

そこで1として、倒壊の危険性や耐震対策に係る補助制度の周知を更に徹底して取り組むべきだと思えますが、新年度の対応をお聞きしたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

大きいタイトルとして、安全安心の町づくりについてと。その中で1番目に自然災害、大地震への対応ということで、その中で細かく何点か出ております。「町民に対して倒壊の危険性や耐震対策に係る補助制度の周知を更に徹底して取り組むべきと思うが、新年度の対応は」ということでございます。本町の自然災害、大規模地震発生時の対策については、平成11年8月に制定いたしました「鞍手町地域防災計画」で、災害の予防、応急対策、復旧事業等の計画を定めております。阪神淡路大震災後、「もしものために」というハンドブックを作成いたしまして、各家庭に配布しているところであります。また平成18年3月には「鞍手町災害時要援護者に関する指針」を作成し、災害時に於ける要援護者の避難、救助体制の確立を図っているところですので。毎年5月には水防協議会を開催しまして、梅雨、台風時に合わせて水防計画を作成し、避難場所、水害等の危険箇所の情報を提供しております。平成22年度には「鞍手町ハザードマップ」を作成し、各家庭に配布する予定であります。

「町民に対して倒壊の危険性や耐震対策に係る補助制度の周知を更に徹底して取り組むべきだと思うが、新年度の対応は」というご質問にお答えをします。

阪神淡路大震災等を経験してきた中で、建物被害を最小限度に止め、人命を守る観点から耐震基準及び耐震促進法の改正がなされました。これによりまして、改正前の建物の耐震診断や耐震改修が促進されるよう、国において「住宅等に係る耐震改修促進税制」が創設され、税制面での支援が行われています。福岡県におきましては、「耐震アドバイザー制度」が創設され、木造住宅の耐震診断に県がその費用の一部を助成しております。鞍手町におきましては、県の指導の下、啓発活動に努めており、3月号の広報でも「耐震診断アドバイザー派遣制度」の紹介をしております。また県が作成したパンフレットも啓発活動に利用しております。新年度におきましても、県の指導の下、啓発活動を行っていくつもりであります。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

今答弁いただきましたが、昨年7月24日、25日、26日の大雨の時、上新橋の方から「ベッドに寝ていたら午後7時過ぎに一部床上浸水した。どこに避難すれば良いのか」という相談がありました。その時は「もう水に浸かっているわけですから、消防署でも警察でも役場でも直ぐに電話なさい。」と電話で私は言いました。それで電話されて避難されたわけです。いろいろな制度は作られているようですが、掌握できていない面が出てきたのではと。いろいろ手を尽くしても、災害弱者といいますか、何処かで残る部分があるわけです。これからはもっと緻密な、災害弱者に対する取り組みが必要になってくるのではとっております。その辺を合わせて取り組んで頂きたいと思っております。

2番目として地震ですが、新築であれば耐震構造の住宅が建つと思います。家庭でできる、低価格で信頼性のある耐震化の情報や、その普及状況についてあればお伺いしたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

木造住宅の耐震化の情報については、日本建築防災協会及び福岡県が作成しているパンフレットの中に、基礎や壁の補強方法が分かりやすく紹介されています。このパンフレットは各市町村に配布されていますので、啓発活動に利用させて頂いております。この件について余り細かくはしておりませんが、そういう状況になった場合は、機会を見て啓発、指導をしているというのが実態でございます。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

水屋などの家具を固定し、壁の補強をしている家庭は非常に少ないわけです。町民の皆さんにできるだけ情報を出して頂き、できるだけ安くて頑丈な耐震対策ができるような方法も周知していく必要があるのではと思います。

次に、阪神大震災では病院も被災いたしました。スタッフの不足、負傷者の殺到、交通渋滞による転送の遅れ等の問題点が噴出したと聞いております。応急処置では不十分なため負傷者が死に至る事態を防ぐことが、災害救急医療の最大の目的です。病院の耐震化を進めると共に、大地震を想定した緊急時の医療体制をどのように整えるのかが大事なポイントになるのではと思っております。そこで3として、本町の医療機関の耐震化率、緊急時の医療体制はどこまで確立されているのかをお聞きします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

本町の医療機関の耐震化や、緊急時の医療体制はどこまで確立されているかという質問ですが、町立病院については、昭和47年建設の東病棟、昭和56年建設の南病棟、昭和62年建設の南病棟増築部分、平成13年度建設の新館等があります。この内透析室を含む南病棟増築部分と新館等は、耐震基準を満たした耐震構造物となっております。耐震化率は46.7%であります。未耐震建築部分の耐震化補強工事を行う場合は病棟を閉鎖して工事を行う必要が考えられることから、現時点での補強工事は、入院患者さんに迷惑を掛けることになり、困難な状況にあります。

次に緊急時の医療体制については、平成16年に患者さんの安全を最優先とした緊急時対策マニュアルを作成し、患者さんの安全確保に努めると共に、災害時に於ける緊急患者受け入れ体制も確立しております。しかし、町立病院が災害により医療機関としての機能を失った場合の医療連携体制については現時点では確立されておられません。1医療機関では解決できない大きな問題であり、今後、県等に働きかけ対策を講じていきたいと思っております。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

病人を放り出して工事をするわけにはいかないというのは良く分かるのですが、そう言っても大地震が起れば即座に命を奪われることもあります。大変難しい判断だと思いますが、徐々にでも耐震化を進めていくべきだと思います。

緊急時の医療連携体制はまだ確立されていないということですが、その辺も徐々にでも取り組んでいただきたいと要望をしておきます。

次に、阪神淡路大震災は教訓として、発生直後の迅速な救援活動の大切さも教えています。建物や家具の下敷きになり、自力で脱出できなかった約3万5千人の内、約2万7千人は住民が助け出したということで、生存率は80%を超えたとされております。残りの約8千人は消防、警察、自衛隊が救出いたしました。約半数の方は間に合わず死亡していたという話を聞いております。被害が甚大な場合は消防や警察も対応しきれない、住民レベルの救助体制を公的な危機管理に盛り込む必要があると思います。そこで4として、病院で災害が発生し被害を受けた場合の代表例として、透析患者への対応をお聞きします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

災害が発生した場合、透析患者への対応策はということですが、透析患者の場合は人口透析を行わなければ死に至るケースも想定されます。町立病院の透析室を含む南病棟は、増築部分が耐震構造になっているため十分に受け入れ可能と考えております。現在行っている1部透析を2部、3部にすることにより、他の医療機関の患者さんも受け入れが可能と考えております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

代表的な例として透析患者ということで質問しましたが、災害弱者はいろいろな方が想定されます。総合的にそういう方達に手が届くよう、しっかりと周知を図って非常時に対応できるように取り組んでいただきたいと思えます。

5番目に地域力による救助体制はどこまで確立されているのか、もう1度お聞きします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

地域力による救助体制はどこまで確立されているかということですが、災害発生時には区長を通じ行政、住民相互の情報の伝達、消防団による巡視、救助活動等の協力体制を取ることになっております。情報の伝達については防災無線の整備を進め、町民の皆さんへいち早く伝達できるシステムの確立を図っていきたいと思っております。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君

○9番 川野 高實君

防災無線での情報ですが、耳のご不自由な方は聞こえますか。聞こえないと思います。現実には、雨が激しければ防災無線での情報は耳が不自由でない方も聞き取りにくいという問題もあります。あらゆる災害弱者、いろいろな障害を持った方もおられます。その辺をもう1度、総合的に見直して取り組んでいただきたいと。町長にもう1度、この問題で答弁を求めます。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

障害を持っておられる方を言われていると思いますが、町内にも耳の聞こえない方や目の見えない方などいらっしゃいます。耳の聞こえない方の家には、私の知る限り、赤色灯があらゆる箇所についていて、それによって安全を確認されていると。目の見えない方は音によってと。その辺は、相互理解で助け合って行かなければいけないと考えております。取り組みとしては、地域の区長さんや消防団等で。防災無線は整備したいのですが、かなりの予算が掛かるため、今は検討段階であるということです。行政としてはどういう方がどこに居られるということを早く把握して、取り組んでまいります。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君

○9番 川野 高實君

先程の4つ目の質問の透析患者への対応ということで、病院の方でもう少し細かいお話があれば再度お伺いしたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

中野病院局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

災害が発生した場合の透析患者への対応策で、先程町長が答弁しましたように、現在行われています1部透析は、短い人で3時間、長い人で5時間から6時間掛かっています。2部といいますと、1部の透析が終わって回収を掛けまして、それが終わった後に次に掛かるといことです。1部で1日30人受け入れています。3部だったら90人。大体週に3日くらい透析されますので、180人が受け入れ可能ではないかと考えております。町内に透析患者が何人居られるか調べておりませんが、町立病院では1部で1日30人受け入れしておりますので、これの約3倍は受け入れ可能ではないかと。災害のため道路等通れず病院に来ることができないということであれば又別の話になると思いますが、一応病院としては受け入れ体制を確立させています。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

町立病院の透析室を含む病棟は耐震化が済んでいるということですが、後の対応についてはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、08年改正地震防災対策措置法が成立、補助率も引き上げられ学校耐震化率が大きく上昇しております。しかしながら耐震工事が終わっても、震度6強の揺れで倒壊する恐れのある公立小中学校施設は2万5千棟にのぼると言われています。子どもの安全に関わることであり、地域住民の避難拠点でもあるにもかかわらず新政権は、公立小中学校の耐震化予算を前政権に比べて6割削減したと聞いております。多くの児童が犠牲になった08年度の中国四川の大地震。あの惨状を私は忘れてはならないと思います。そこで本町の公立小中学校の耐震化の取り組み状況と今後の対応をお聞きします。

○副議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えします。本町の小中学校耐震化の取り組み状況については、耐震基準で建てられている西川小学校、室木小学校を除き、鞍手北中学校は平成17年3月に耐震診断を終え、補強工事が必要であるという結果が出ております。残る5校については、平成21年度に校舎耐震診断を行いました。その結果剣北小学校、古月小学校に於いては耐震補強の必要がないとの結果が出ましたが、剣南小学校、新延小学校及び鞍手南中学校は補強工事が必要であるという結果が出ております。危険性の高い鞍手北中学校、鞍手南中学校校舎の補強工事設計業務を平成21年度末までに完了するようにしております。耐震計画としましては、平成22年度に鞍手北中学校、鞍手南中学校の校舎耐震補強工事を行います。また、剣南小学校、新延小学校については平成22年度に校舎の耐震補強工事設計業務委託を行い、平成23年度に耐震補強工事を実施する計画にしています。

以上をもって、義務制の学校については補強工事が完了する予定になっております。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

昨年度も質問させていただきましたが、補強工事をしない場合どのくらいの震度までもつのか、分かれば教えていただきたい。

○副議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

耐震構造指標というものがあまして、IS値ということですが、建物の強度や粘り、変形能力といったものと、形状や平面状況といったもので算出される指標でございます。IS値が0.3未満は倒壊又は崩壊する危険性が非常に高い。0.3以上0.6未満は倒壊

又は崩壊する危険性がある。IS値が0.6以上については倒壊する危険性が低いという数値になっております。本町で1番低い学校は鞍手南中学校で0.3、北中が0.39。文部科学省は、児童生徒の安全を期するために国が定めた0.6以上の0.7を基準としております。それに照らしますと剣北小学校は0.96、古月小学校が0.71。先程申しましたように西川小学校、室木小学校は新耐震基準で建築されている状況であり、非常に低いのが昭和46年、47年に建築されました北中学校、南中学校であるという結果でございます。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

先日新聞を見ていたら耐震診断結果を公表していないところが相当あることが分かったと。鞍手町は公表した方に入るのか、公表していない方に入るのか教えて下さい。

○副議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

今のような詳しい内容については公表していませんが、今後は公表していきたいと思えます。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

公表していないということですのでできるだけ公表していただいて、自らプレッシャーを掛けて耐震化を進めていく必要があると個人的には思っています。北中学校の数値が0.39、南中学校が0.3ということで今年度耐震補強工事に掛かるようなので、工事はしっかり進めていただきたいと思います。

次の7については質問が重複しますので取り下げたいと思えます。

次の8ですが、伊勢湾台風は戦後間もない頃と記憶しております。これも次第に風化しておりますが、当時と比べ堤防や予報等防災対策は格段に進んでいるとはいえ、今なお時代に活かすべき教訓が息づいていると思えます。現在避難指示は市町村ごとに出されていますが、それでは対応できないのではないかと思います。早期に、消防の広域化と連動した、市町村の垣根を超えた避難想定が求められているのでは、必要になっているのではと思っております。近年地球温暖化で、台風は更に大型化すると予想されています。私達は伊勢湾台風を単なる過去の台風とするのではなく、教訓にしていかなければいけないと思えます。

そこで、本町の広域避難体制の取り組みは、どこまで確立しているかお伺いします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

本町の広域避難体制の確立ということでございますが、本町では鞍手町防災会議を設けま

して県、警察署、広域消防本部や国の出先機関等と連携を取り、災害時における協力体制の確立に向け意見交換を行っているところであります。遠賀川水系水防演習協議会に於いても、近隣市町村及び国土交通省、九州地方整備局と協力しまして、梅雨、台風時の出水に備え洪水時の災害を防止し、被害を軽減するため遠賀川において水防演習を実施しているところであります。今後は災害時に於ける要援護者対策を含めた地域防災計画等の見直しを行い、安全で安心できる鞍手町になるよう対応を検討したいと思っております。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

災害弱者や障害を持った方などが、1人も漏れることなく避難できるような仕組みづくりをやっていただきたい。医療関係についてもそうです。なかなか難しい問題もあると思いますが、最近の温暖化で昔とは違い大量の雨が短時間に降ると。実際各地で、想定した雨量を超える大雨が降っています。そういうことから、町長が言われるように支援体制に取り組んで、住民が安全で安心な生活を送れるような町づくりに励んでいただきたいと思っております。

次に、子宮頸ガンワクチンに公費助成ができないかという話でございます。ご存じのように、若い女性に増え続ける子宮頸ガンの対策が、全国各地で大きく前進しております。女性特有のガン検診無料クーポンに加え、昨年10月厚生労働省が予防ワクチンを承認し、12月には販売がスタートしました。

子宮頸ガンは日本で年間約1万5000人が発症し、約3500人が亡くなっていると推計されています。主な原因はヒトパピロマーウイルスHPVの感染で、子宮頸ガンの原因の約7割を占めるそうです。予防ワクチンは16型と18型のウイルスに対するもので、ガン検診とのセットでほぼ100%予防ができると言われています。子宮頸ガンは予防できる唯一のガンとも言われ、そのためこのワクチンは世界中で広く使われております。日本でもようやく10月に承認されたわけですが、アジアで承認していない国は北朝鮮と日本と言われてきたわけです。10月に承認され、12月末から市販することが決定されたので今市販されているのだらうと思っております。そういうことで、鞍手町でも何とか子宮頸ガンワクチンに公費助成ができないかお聞きします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

子宮頸ガンワクチンに公費助成をとということではありますが、子宮頸ガンの原因は最も高頻度に検出されるHPV16型と18型の感染によるものです。これを予防するワクチンについて、昨年10月厚生労働省が承認をいたしました。この2つの型のHPVは、我が国の子宮頸ガンの60%から70%を占めており、その感染経路は性交渉によると言われております。20歳代の女性患者の9割が16型と18型であり、このワクチン接種による効果が見込まれています。このワクチン接種は1セットで3回受けなければならない、1回の接種料金

は医療機関で相違もありますが、およそ1万5千円から2万円と高額であります。本町にとっても大きな財政負担を伴いますので、今のところ実施は困難と考えております。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○9番 川野 高實君

町長が答弁されましたように1回1万円以上掛かる、3回で5万円から7万円と言われております。3回接種しなければいけない。これは病気ではなく予防ですので、保険が効きません。財政が厳しいということは私も分かっていますが、将来的な母胎を守るという意味からも、少額でも公費助成ができればと思っております。

東京都杉並区は、今年から子宮頸ガン予防ワクチン接種を無料、公費負担で行うという方針を発表しました。具体的には「中学進学お祝いワクチン」として、中学校新1年生の女子を対象に、必要とされる3回分の接種費用を無料にすると新聞に書かれました。東京都杉並区だからお金がいっぱいあるのだろうと私も思います。財政が豊かであっても、財政が厳しくても、そういうところに手当をしていくというのが人間を大事にする、安全で安心して住めるということになるのではと思っております。杉並区区議会でも12歳の女の子全員が接種した場合、子宮頸ガンの発生を70数%減らせると言われております。自治医科大学付属埼玉医療センターの今野先生の試算データも示されて、ワクチン接種の効果が確認されたと聞いています。子宮頸ガンに罹った場合、医療費、労働損失等も考えますと、医療費がワクチン接種費用の約2倍が掛かるそうでございます。将来的に患者が出ますと、初めは5万円から6万円で済んだものが11万円、12万円と医療費が掛かってくるという研究報告もされております。費用対効果も言及されております。昨年12月、全国で先駆けて助成実施を表明したのが新潟県魚沼市でございます。ここも中学1年の女の子213人を対象に、費用の全額補助を検討しております。埼玉県志貴町では対象が約1200人、兵庫県明石市は対象が約6000人で、小学校6年生から中学校3年生の女子を対象に全額補助を行う方向だという話も聞いています。財政は厳しいと思いますが、子宮頸ガンワクチンについて公費助成を考えるお気持ちはないか、町長にもう1度お聞きします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

質問者が言われております病気については、精神的な了解は私なりにしているわけですが、今の財政状況と実態として鞍手町はこういう方が何名居られるか分かりません。しかし傾向としてそういう傾向にあるということは、それなりに把握しております。今暫く経過を見たいと思います。予防接種は保険が効かないといっても、国の政策の一環として、国にそれなりの助成をお願いしたい。鞍手町に相当数の患者さんが居られるならば、即刻対応していかなければならないと思いますが、その辺も含めて実態はどうなっているのか調査が必要であり、助成によって予防効果があるというデータも出ているので、これを念頭に置きながら今

後取り組んで行きたいと考えております。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君

○9番 川野 高實君

患者さんがどのくらい居られるかと言うことでなく、患者さんを出さないようにしようというのがワクチンの接種なのです、予防のためにするのですから。研究では10歳くらいからの接種が適当ではないかと言われていました。

そこで、小学校高学年から中学生の女子はどのくらいの人数があるのか、費用がどのくらいかかるのか、数字が分かればお聞きしたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

保険課長。

○保険健康課長 松尾 保則君

町長に代わってお答えします。

対象者はどのくらいかということですが、2月26日現在、4月に中学1年生になる方が68人、中学2年生になる方が66人、中学3年生になる方が80人、合わせて214人です。中学生全員に接種するとしたら、1284万円の費用がかかることが見込まれます。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君

○9番 川野 高實君

実態をしっかりと調べて、できるだけ早く助成をして欲しいと思います。私どもも国の方に助成を求めていますし、鞍手町も国に先んじて、希望者がいれば一部助成するという体制を考えて頂きたいと思います。要望しておきます。

次に、3のガン検診無料クーポンですが、昨年度子宮頸ガンと乳ガンの検診で、子宮頸ガンについては20歳、25歳、30歳、35歳、40歳と5年おきの女性を対象に、乳ガンは40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方を対象に、無料クーポンが配布されました。新年度の無料クーポンの取り組みについてお聞きします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

本年度国の新経済対策として、子宮頸ガン検診については20歳から40歳、乳ガン検診については40歳から60歳の5年刻みの方に無料クーポン券を発行しました。しかし残念ながら、1月末現在の受診状況を見ると受診率の向上に繋がっているとは言えません。詳しい実施状況は担当課長から報告させます。

○副議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 松尾 保則君

この無料クーポンを使つての受診期日は平成22年3月末日までとなっていますが、現在把握している1月末日の受診状況を報告いたします。

子宮頸ガン検診は、対象者471人に対して受診者42人で、受診率は8.9%です。また乳ガン検診は、対象者676人に対して受診者139人で、受診率は20.6%です。この数値を総合検診の受診率と比較しますと、子宮頸ガンは総合検診の受診率19.2%に対して8.9%で、受診率の向上に繋がっているとは言えません。特に20歳、25歳の方の受診率は、対象者182人に対して5人で、受診率は2.7%と極めて低率であります。乳ガン検診については、総合検診の受診率9.4%に対して20.6%で、受診率は大きく伸びていますが、マンモグラフィー検査が1年置きとなっていることを考慮すると、実質1.8%の向上と見ています。健康カレンダーの10月、11月、1月号で周知をしていますが、受診率の向上には繋がっておりません。以上です。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君

○9番 川野 高實君

受診率が低いと。かなり周知もされたと思いますが、特に子宮頸ガンの場合は、安心して受けられるような体制づくりが必要ではないかと思ひます。乳ガン検診の場合は、町立病院の女性医師が対応されていますが、子宮頸ガンになるとなかなかクリアできないと。そこまで考えられた体制づくりをするべきだと思ひます。

無料クーポンは新年度も実施されるのか、はっきりとお聞きしておきたいと思ひます。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

無料クーポンについては、新年度も実施していきます。

○副議長 日高 直幸君

川野 高實君

○9番 川野 高實君

受診する際の配慮もお願いしておきます。

4の読書推進について質問いたします。

今年国民読書年になっています。昨年秋に発表された「読書実態と意識に関する調査」によると、1ヶ月に1冊も本を読まない人は23.7%です。5冊以上読むという人は10%。0冊と答えた人が多かったのは30歳代と言われています。若者の活字離れが叫ばれて久しいのですが、国民読書年のキャッチフレーズは「じゃー読もう」となっています。昨年11月に発表された文部科学省の社会教育調査結果では、2007年度に全国の図書館で小学生に貸し出した本は、登録者1人当たり35.9冊、過去最多になったと言われています。調査開始時の1974年に比べて2.2倍伸びたと聞いております。これは子供読書活動推進法の制定を機に取り組みされた学校での朝の読書や、家庭・地域を含めた読み聞かせ活動が効

果を上げていると言えます。来年度予算編成に向けた政府の事業仕分けでは、「子供読書活動推進事業については効果が明確でない」との乱暴な発言があり、廃止と評決され問題化しております。そこで本町において新年度どのような影響があるのかお聞きします。

○副議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

読書推進についてお答えをします。

子供夢基金は、国と民間が協力して子供の体験活動、読書活動等を応援し、子供の健全育成の手助けをする基金で、体験活動、読書活動、子供向け教材開発、普及活動等に関して独立行政法人国立青少年教育振興機構が取り扱っています。平成22年度予算については、平成21年度12月25日に子供夢基金助成事業を含め、政府予算案として閣議決定されています。

本町では子供夢基金助成事業を活用して、平成2年に地域文庫の代表が集まって「鞍手町文庫連絡会」が発足、現在は会員6名により町内の小・中学校、保育所等で読み聞かせ活動並びに読書の普及活動を行っております。本町では読書推進事業として「ブックスタート事業」、「読み聞かせ出前講座」、「いろいろ端お話の会」を行っておりますが、新年度は影響がないのではと推察しております。

○副議長 日高 直幸君

以上で川野 高實君の質問を終了します。

次に6番議員 岡崎 邦博君の質問を許可します。

○6番 岡崎 邦博君

通告に従いましてご質問をさせていただきます。

早いもので柴田町長になられまして4年が経ちました。任期も残り僅かですので、4年間を振り返ってということで質問をさせていただきます。

鞍手町には、柴田町長以前からいろいろ課題がありましたが、町長になられてからの課題もあると思います。それらの課題の中で達成できたものと、できなかったものについてご質問いたします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

4年間を振り返って達成できた課題とできなかった課題ということですが、私が町長に就任した際の所信表明は「安心安全で活気ある誰でもが住みやすく、住んで良かった町を実現することが、町民の皆さんの付託に応える私に課せられた使命であり、町民の先頭に立って福祉の向上と生活安定を図るため、8つの柱を掲げて町政運営に全力で取り組む」と申してきました。

そこで明確な町づくりの方向性を示し、それを実現するために重点的或いは優先的に実施

する施策を位置付けした、実効性のある新しい第4次総合計画を策定し、精力的に施策の実現に取り組んで参りました。そこで8つの柱の取り組みと成果について申し上げます。

第1の市町村合併については、将来の町財政に重大かつ町民にとってもっとも感心のある課題として、旧郡部4町の合併に努力して参りましたが、残念ながら進展は見られない状況であります。

第2の農業振興については、鞍手町として競争力のある園芸作物を確立し、安全安心な付加価値の高い農作物の生産や、農業収益の向上のためにいちじく、ぶどう、ブロッコリ、トマト等の重点品目の産地強化を図るため、県下の普及センター等と手を組んで「活力ある園芸産地育成対策事業」を活用した特産づくり、収益向上に努力して参りました。

このことによりぶどうは、福岡県統一のブランド化が実現しました。また他の重点品目についても、産地強化が浸透しつつあると思っております。

次に第3の商業、工業の振興については、現在都市基盤整備として公共下水道の整備、インターチェンジ、遠賀川渡河橋等の建設を着々と進めておりますが、これと併せて平成20年8月、一部用途地域の見直しを行いました。またインターチェンジ周辺とそのアクセス道路沿線の農地は、平成20年10月商業地化をおこない、商業、工業、住宅が立地しやすいように受け皿づくりに努めて参りました。

現状の経済環境では企業も投資を控えており、結果は得られていませんが、福岡県の企業立地課や県の企業誘致アドバイザーの支援を受けて、(企業誘致に関する)情報収集に努めているところでございます。

次に第4の教育、文化については、教育現場は教育委員会が実態をもっているわけで、学校教育は教育長が居られますので、合議しながら進めて参りました。ハード事業としては、鞍手北中学校及び古月小学校のアスベスト対策を行い、小学校、中学校、鞍手分校の耐震診断を実施して、22年には鞍手北中学校、鞍手南中学校の耐震化工事を実施するようにしております。

また中学校には教師用パソコン16台、給食センターには最新の調理機器を導入しました。現在各小学校、中学校、鞍手分校に地デジ対応テレビ87台を地元業者で整備するようにしております。

ソフト事業としては社会教育で出前講座、例えば各小学校に歴史民俗資料館の学芸員、ボランティアの方々が出向いて鞍手町の歴史を教え、子供たちが勉強しております。

生涯学習については、鞍手町には25団体の生涯学習団体があります。それが細分化し、多くのサークルがあります。これに体育協会の11のスポーツクラブが加わり、数多くの学習団体があります。

文化面では5月に「鞍手芸能まつり」、10月に「鞍手公民館まつり」が行われていますが、町長就任以来、教育と文化の発展のため積極的に支援して参りました。

次に第5、少子化対策については、平成17年3月に作成されました「鞍手町次世代育成支援行動計画」に基づいて、子育て支援サービスの実施、充実、保育所での延長保育や休日

保育等特別保育事業、及び放課後児童健全育成事業、乳幼児や母親の健康確保等の事業にも取り組んで参りました。また安心して出産、育児ができる環境づくりのため、妊婦健診の公費負担を、平成20年4月より公費負担回数2回から5回に、平成21年4月から14回に拡大しました。また里帰り出産、助産師出産にも適用できるようにしました。乳幼児医療対策は、改正前は3歳未満完全無料でしたが、平成20年10月からは所得制限が残るものの就学前まで完全無料とし、県の助成制度は3歳までの措置を行いました。出産育児一時金は、平成21年1月から産科医療保障制度が導入されたことに伴い、平成21年10月から暫定措置であります。4万円を引き上げ、39万円としました。また産科医療保障制度に加入する医院での出産については更に3万円を加算し、42万円としました。

次に第6、女性の地位向上と町づくり参加促進については、男女の性にかかわらず全ての人の人権を保障し、豊かで活力ある社会づくりを目的に、「鞍手町男女共同社会参画推進条例」を平成20年12月に制定し、平成21年4月より施行しております。

第7 生活環境インフラ整備については、財政状況が厳しい中ではありますが、公共下水道整備、インターチェンジ、遠賀川渡河橋等都市基盤整備を進めて参りました。

河川管理面では、水害対策のため福岡県に西川改修の要望を行い、県から西川改修に取り組むという回答を頂いております。また、中山地区の水害常襲地帯についても、県に実態調査をして頂き、支援指導のお願いをしております。

遠賀川については、河川事務所に今村付近の堤防補強工事を要望していましたが、現在補強工事が進められています。

第8の障害者や高齢者等の福祉の向上については、障害者自立支援法や介護保険法に基づくサービスの他に、障害者や高齢者が安心して暮らせる町づくりを目指し、福祉タクシー料金助成等の生活支援事業や、介護予防事業に取り組んで参りました。

以上取り組みと成果を申し上げますが、町民の皆さんの福祉の向上と生活の安定を図るためには道半ばで残された課題はたくさんあると考えております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

達成できた課題というよりは4年間どうしたことかという実績でした。

達成できた課題とできなかった課題ということで、町長は平成19年、各区に入って町政懇談会を行っています。39区、950名くらいの方が参加されて、それぞれ住民の方たちが鞍手町に対して「どうなっているか」とお尋ねをしていました。上位の質問では、行財政改革関係、町総合計画、町づくり対策関係、人口の減少についてという質問が多かったようです。また、旧宮本学園問題、財政問題、市町村合併問題、下水道整備事業関係、福祉バス、コミュニティーバスと、町民の皆さんが多く質問をされてきました。

行財政改革について町長は、「減らすだけでなく積極的に収入を増やすのが最重要課題だ」と議会でも住民説明会でも言われていました。その最重要課題は企業誘致だと。人口の増加も

収入増加に結びつくので、そのようなことを答弁されていまして。

町の最重要課題と言われていましたが、町の増収を図るといふ課題については、どのような対策をとられたのか、町政の中で実施されたのかをお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町の増収に関しては、企業を誘致し、人口を定住化して増やすというのが私の所信でした。しかし、リーマンショックなどにより景気が後退し、会社が進出してくる動きは一切ありませんでした。つまり工場誘致についてはできなかったということでございます。

もう一つ、人口問題ですが、人口も以前は2万400人いたのが、5年間で1千人ずつ減ってきました。出生率も下がり、今は出生者より死亡者の方が多いというのが実態です。そのためにはインフラ整備をやって転入者を増やし、定住させていかなければならないと。公共下水道をメインに進めて参りました。公共下水道整備は計画どおり進んでいますが、人口が定着するには至っておりません。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

景気が後退したのでできなかったと思います。小竹町の場合は、以前整備していた土地があったから、そこに多くの企業がきたということはあると思います。鞍手町の場合は土地があっても整備されていないので、企業が来なかったのだと思いますが、慌てて造成しなかったのがかえって良かったのではとも思います。数億のお金を掛けて造成をしていれば、第2の宮本学園ということで、売れ残って始末に困ったのではとも思います。

しかしながら、町の増収図れていないので非常に財政が厳しくなっています。旧宮本学園の問題についても質問がありました。19年3月にかんがい揚排水基金を取崩して22億6500万円支払いをしています。その後音沙汰がなく、議会はその後どうなっているのか分からないのですが、町有地になった後、町としてはどういう動きをしたのかをお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

宮本学園の跡地は用途地域の指定がされています。それで企業誘致もできません。教育施設か住宅かがメインであろうと。町内の住宅産業の方、いろいろな方に団地造成について協議のお願いに行きました。宮若のトヨタ関連で造成しているメーカーにお願いに行った時は、造成した土地が売れなくて困っているということでした。

今後、宮本学園の跡地利用については住宅、病院、学校施設等がありましたら進めて行かなければなりません、(町が)造成までして待つということは考えておりません。実態としては住宅メーカーが乗って来なかったということです。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

宮本学園の土地を公社から購入する際、「鞍手町公共用地利用対策会議」を立ち上げて5回の会議をしています。5回目の会議で最終答申を出す時に、「土地利用について執行部だけで検討、対処することは難しい。そのために組織づくりを立ち上げることを考えていますので、土地の有効活用とか処分の仕方などを協議する組織を立ち上げる必要があると答申して頂ければ、執行部としては早急に進めなければならないと考えています」と、古野委員の発言がありました。その答申を受け、議会も22億6千万円の支出について賛成をしたわけです。その後住民の説明会でも「付加価値を付けて処分したい。長い時間を掛けて返す。例え合併したとしても行政が責任をもつ」といわれました。議会の議案質疑でも「公社から買い取った土地の利用計画は。返済計画をきちんと示すべきではないか。」という質問に、「協議会や委員会を立ち上げて皆さんの意見を聞きながら土地の処分、返済についても協議を進めていかなければならないと考えています」と答弁をされていましたが、委員会や協議会は立ち上げられないまま4年間を過ごしてきました。

「執行部だけでは難しい」と対策会議の中でも言われていましたし、皆さんのお知恵を借りるという意味でも早急に立ち上げるべきではなかったかと思いますが、どうですか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

その当時協議会を立ち上げると聞いておりましたが、その時の社会情勢、経済情勢を考慮したうえで、立ち上げて効をなすかという判断に立って今まできたという状況です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

対策会議の中でのお約束ですよ。それが前提となって、かんがい基金を取崩すのも致し方なしと発言されています。そういう約束は守るべきではないですか。行政は約束したものは守ると。協議会ができて、どういう答申を出して、それができるかどうかは別の問題です。

住民の皆さんも含めた協議会なりを立ち上げてすべきではなかったかと思いますが、再度お尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

言葉を返すようですが、その時の状況判断で私がしました。時期がこういう状況なので立ち上げませんでした。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

時期と言うけれども、当時は約束して22億6千万円のお金を払っていいということになったのですから、終わって直ぐに立ち上げるのが普通でしょう。

後は市町村合併の問題ですが、議会でも平成19年の改選後、6月の定例議会で市町村合併に関する調査特別委員会の設置について検討しました。改選された議員の公約の中にも、広域の市町村合併は推進すべきという項目もたくさんありました。合併は一旦破綻になりましたが、新たな枠組みも含めて特別委員会で調査研究をし、合併に向けて議会としても進むべきではないかと提案したのですが、残念ながら否決になりました。最近では一度は破綻した前原市、二丈町、志摩町の1市2町が、最終的には合併して今年糸島市が誕生しました。八女市も、八女郡の町村と市が合併して新たな八女市ができました。特別委員会が設置されていれば違った展開があったかなと思います。議会の責任も多少あると思いますのが、合併ができなかったことから町単独で行くという決意をされたわけですから、厳しい道のりになることを覚悟して今後も進んでいかなければいけないと思います。

町長になった後、大変な事件が起りました。公金横領事件です。公金横領問題は全て解決したというお考えかどうかお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

公金横領問題ですが、元職員は逮捕起訴され、現在司直の手で原因糾明が行われ、3月17日には2回目の公判があるようになっています。私はそれで解決したとは思っておりません。一義的には横領した者が弁償するのが当たり前です。しかし、大事な血税を使ったということに対しては、長期に亘って何らかの形で返していかなければならないと思っております。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

どういうことを言われているのか理解できませんが、長期に亘って解決しないといけないということであれば、解決はできてないと考えられているのだと思います。

在任期間が少なくなり4年を振り返ってということですので、また当選された後、解決に向けて努力されるのだらうと思います。

今後も公金横領問題については、まだ解決してないということで認識させていただきます。ただ、篠原前町長に対しては協力を求めるべきではないかということで、区長会から議会の方にも要請文が来ています。区長会の有志の方も、直接篠原前町長のところに行ったというお話も聞いております。

平成17年に税金の横領がありました。それについて篠原前町長は、当時の柴田議長に対

し「税収納に関して事件の再発防止に関する改善策」を提出しています。この中で前町長は、「人事管理の適正化を図り、一部署の長期配置の解消に努める」と上げられています。次に、毎年開催されている職員研修で服務規律の研修、綱紀粛正と再発防止に向けた研修に努めると。篠原前町長が柴田議長に対して改善策を提出しています。

これについて一部署の長期配置の解消に努めるとははっきりと書いています。4月で大幅な異動をしたのか。実は梶原は異動してなかったわけです。

篠原前町長には自分で改善策を出していながら、それに取り組まなかったという責任がはっきりとあるわけです。柴田町長は篠原前町長に「こういうことを怠っている」と言えると思います。やはり町長としての責任も当然あるということで、交渉できるのは柴田町長しかないわけです。長期にと言われましたが、今直ぐにでもできると思いますが、如何ですか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

18年の4月16日に町長に就任しました。その年の4月には人事異動が 있었습니다。私が人事異動をしたのは19年4月分からです。

私が責任問題を篠原さんに言う前に、説明会の中でもいろいろありました。説明会の意見を尊重してやってきたということです。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

説明会も3回出ていまして、篠原前町長に対して協力を求めるべきだという意見が相当あったように思います。任期の間には是非、篠原前町長に働きかけをして頂きたいと思います。

次に人口の減少問題に移ります。これについても住民懇談会で多くの方から質問が ありました。鞍手町はどれくらい人口が減っているのか。17年までの10年間で、約2000人減っているということです。人口の減少は加速度的に進んでいるという認識はあるだろうと思います。

18年以降、自然動態、死亡と出生の差と、社会動態、出て行く人と入ってきた人との差について、どのような実態があるのか、増減数についてもお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

人口の自然動態、社会動態及び増減数という質問だと思います。

本町の人口動態について、住民基本台帳を基に申しますと、本町の人口は外国人を含め平成18年3月31日時点で1万8854人、平成22年2月末時点で1万7669人、4年間で985人の減少となっています。自然動態では4年間で出生数419人、死亡数796人で377人の減、社会動態では転入者2314人、転出者2962人で608人の減となり

ます。本町の人口は4年間で985人の減少となっています。比率ですと1年間で約1.3%の減少となっています。

人口減少に対する私の所見ですが、国の人口推移も2007年から2010年の10月1日までの間に59万4000人の減、年間約1.2%の減少となっています。

福岡県内の人口推計では、県全体では減少傾向にあるものの、福岡市及び福岡市周辺の市町は増加傾向にあり、他の市町村では減少し、都市部への人口の集中化が今後も続くと推測されています。どの市町村でも人口減に歯止めをとという共通の悩みがあると思いますし、私も町長就任以来安全安心で活気ある、誰もが住みやすい、住んで良かったという町を実現することが使命だと申してきました。人口減少についても何かと歯止めをとという思いで、定住促進を目的とした少子化対策として、子育て支援サービスの充実や乳幼児医療の拡大、母親の健康確保のために妊婦健診の助成拡大など、安心して出産、育児ができる環境づくりに努めて参りました。

ハード面では都市基盤の整備を目的に上下水道、インターチェンジ、遠賀川渡河橋の整備促進に取り組んできました。現時点では定住人口の増加などの効果は見えませんが、インフラ整備は、将来に亘って必ず活力ある町づくりに資するものと思っております。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

18年4月から今年の2月までで985人の減少ということです。平均すると約1年間で250人ほど減っているということです。単純に考えると今年の国勢調査では1200人減ることになります。ということは、ここ15年で3000人ほど減ることになります。人口減少は直接財政に影響します。地方交付税は国から措置されますが、測定単位は人口が基準になっていますので、20年度決算の場合、1人で割りますと12万4千円。今年の国勢調査の人口が基準となり、23年度からの地方交付税に直接跳ね返ってきますので、単純にかけると毎年1億5千万円ほど減ることになります。行財政改革を一生懸命しているのは承知していますが、更に1億5千万円の行財政改革をしないといけないと。乾いた雑巾をもう一度絞るというトヨタ方式にしないと鞍手町はやっていけないことになると思っております。

4年間の実績を詳細に述べて頂きましたが、これだけ人口が減少しているということは、町民の皆さんは理解して頂けてないのではと思います。また、町民の求める施策と行政がやっている施策の間に行き違いの部分があるのではないかと感じています。

もう一度町長にお尋ねしますが、国勢調査に於いて1200人ほど減少した場合、財政上も厳しくなるし、行政が行った施策と住民の受け止め方の違いについて町長はどのようにお感じになりますか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

人口が減っていると。福岡市の周辺市町村は増えていると報道されていますが、北九州市以下は人口が減っています。全国で50万人の減と言いましたが、そういう状況にあるということ踏まえながら、1万9000人という総合計画に掲げた目標に向かって努力しているのが実態です。

行政が行った施策と住民の受け止め方の違いということですが、私はその問題について直接住民から聞いたことはありません。町民感情がどのようで、どう思っているのかは私の方には入っておりません。

財政面で言いますと、国の財政支援として22年度から過疎地域に指定されました。過疎債を利用しながらインフラ整備もして、活力を付けていかなければならないと。どういものが過疎事業に乗るのかを考えながら、日夜努力しているのが現状です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

国も人口減少に入っていると言いますが、国の人口は自然減だけです。国は亡くなった人の数で減るのです。鞍手町の現状は、自然減よりも社会減が多いのです。230人くらい社会減が多いのです。ですから私は質問をしたのです。出て行く人が多いのです。端的に言えば、鞍手町に魅力を感じてないと。他の自治体の方が鞍手町より住みやすく、利便性が高い。そういうことで移り住んで行くことが、鞍手町の人口減の一番の原因だろうと思います。その辺は謙虚に受け止め、施策に活かして頂かないと益々人口が減ることになります。

ちなみに宮若市の選挙に合わせて、3月7日の西日本新聞に「依存から脱却なるか」、サブタイトルが「人口減、図書館建設問題も」という記事がありました。宮若市の人口は4年間で205人減っています。桁違いに鞍手町の方が多いのです。宮若市は3万1000人を維持しているわけです。宮若市も205人と言えども人口が減少しているので、総合計画に掲げた3万2000人に達するために施策を考えています。その1つ定住促進策として、市内に土地や住宅を購入した人に対し固定資産税相当額の奨励金を交付。去年は43件の申請があり、改善の兆しも見えていっています。

鞍手町は10年前から2000人も減っているわけです。それをないがしろにして4年間を過ごしたために、今年の国勢調査では前回より1200人減ると思います。私の見方が違っているというのであれば、何か反論をして下さい。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

人口減のことを言われていますが、社会情勢が変わり、今の若者思考は変わってきています。努力はしていますが、結果として人口減ということなのです。それに対して反論はありません。人口を増やすこと、これは政治をする者の最大の課題だと思います。努力しなければな

らないと思っています。

○副議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君

○6番 岡崎 邦博君

理由として社会情勢の変化とか、若者の思考の変化ということと言われましたが、宮若市も鞍手町も遠賀町も情勢の変化には変わらないのです。状況はどこも悪いです。悪いのを理由にしたら何もできないわけで、他の自治体はその中でどうやって町民の定住化を図り、人口を増やそうかと努力をしているのです。その努力の差が人口減少数の差につながっているのです。そこをもう一度謙虚に考えて下さい。これ以上人口が減ったら崩れてしまいます。

危機感をもって、行政担当者の方には努力をして頂きたいということで、私の質問を終わります。

○副議長 日高 直幸君

以上で岡崎 邦博君の質問を終了します。

ここで暫く休憩します。

休憩 14時54分

再会 15時10分

○副議長 日高 直幸君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

2番議員 香原 暹君の質問を許可します。

○2番 香原 暹君

鞍手町は職員による公金横領問題も大変な問題ですが、もう一つ大きな問題があります。それは仕組債の購入問題です。

そこで先ずお尋ねいたしますが、町長が就任した平成18年以降に購入した仕組債の総額はいくらですか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

現在購入している仕組債は、5億円でございます。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

5億円というのは、現在保有している仕組債だと思います。18年4月以降に合計11億3千万円分の仕組債を購入したと聞いていますが、その辺の数字の違いを明らかにして頂きたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

最初に5億円以外のものは仕組債ではありません。このことについては順を追ってお答えします。

私の就任中に議員指摘の5億円以外のものは、水道事業会計が平成19年11月26日に運用した3千万円と、元出納員が鞍手町かんがい施設維持管理運営基金を無断で運用した平成19年5月25日の6億円で、何れも日興コーディアル証券より購入したドイツエマナープラスという外国投資信託であります。外国投資信託は仕組債ではありません。

この内、鞍手町かんがい施設維持管理運営基金6億円については、平成20年1月と3月の2回運用し、平成20年7月に解約しましたので今はありません。

この間の受取利息は、預け金97万5328円を含む479万1258円です。水道事業会計3千万円も平成20年7月に解約しましたので今はありませんが、この間の受取利息は13万5960円です。現在何れも定期預金で運用しています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

6億3千万円は難を逃れたということが言えるかと思います。現在5億円の仕組債が残っています。これらの仕組債の直近の評価額についてお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この件については、会計収納対策課長から答弁させます。

○副議長 日高 直幸君

会計収納対策課長。

○会計収納対策課長 田中 正一君

現在運用している5億円分の仕組債の直近の状況について、町長に代わりましてお答えいたします。

初めに、福岡銀行を通じて前田証券から購入した、谷山池パイプライン水利施設運営基金1億円の仕組債は、運用元であるリーマンブラザーズが破綻した関係で同社のユーロクリア口座が凍結されていたため、直近の時価評価額は算定できていませんでした。しかし、凍結されていた前田証券の保護預かり債券が、今年の12月に返還されたことに伴って時価評価額の算定が可能となり、平成22年1月29日現在での時価評価額は6206万円となっています。

凍結されていた平成20年度分の利息50万円についても支払いがあり、今回の谷山池パイプライン水利施設運営費特別会計補正予算で計上いたしています。

次に、西日本シティ銀行を通じて、みずほ証券から購入した谷山池パイプライン水利施

運営基金1億円の仕組債の時価評価額は、平成22年1月29日時点で7222万円となっています。

次に、野村証券から購入したかんがい施設運営基金3億円の仕組債の時価評価額は、平成22年1月29日時点で2億1555万円となっています。1月末時点での時価評価額の合計額は3億4983万円となり、評価損については1億5017万円となっています。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

現在、鞍手町が保有している3つの仕組債の評価額が出ました。前田証券から購入したリーマンブラザーズの商品については、長いこと評価額が出ていませんでしたので、私どもは大変心配していましたが、現在1億円が6206万円ということで、3794万円の評価損ということがございます。「リーマンブラザーズ関連の商品は紙切れ同然」ということが言われていましたが、6割強助かっていると。

合計で1億5017万円の評価損が出ているということがございます。公金横領事件で約2億6千万円の損害、合わせて仕組債で1億5千万円の損害が現在のところ出ているということで、町にとっては大変由々しき問題であると思っております。

町民の多くの方は、仕組債購入問題については寝耳に水という思いがあります。そしてよく分からないと言います。

どういう問題があり、何が大変なのかということを知りたがっています。これだけ迷惑を掛けているのですから、町長は是非説明会を開いて、町民に説明をする責任があると思いますが、この問題に関して説明会を開く考えはありませんか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

仕組債についての説明会を開催する考えはということですが、住民説明会については、昨年の9月議会で議員からの質問に対し「地域に入って説明会をしないといけない」という答弁をしています。

昨年12月、鞍手町を3箇所に分け、19日に古月小学校、20日に総合福祉センター、23日に中央公民館において、公金横領事件住民説明会を開催しました。

説明会の質疑応答の中で、仕組債の問題もお答えをしています。そういう状況でありますので、現在のところ仕組債の問題について住民説明会をすることは考えていません。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

説明会をする必要はないということがございますが、これだけの公金が失われているし、今後どのようにするのか非常に難しい問題だと思います。

元々仕組債には2重のリスクがあると思っております。1つは集めた資金を投機目的で運用するために起こるリスクです。第2のリスクは売買が外貨建で行われるということです。外貨建で行われるということは、当然為替変動のリスクを受けます。仕組債は2重のリスクを負っていると言っても過言ではないと思います。

地方自治法第235条の4には「歳計現金は最も安全且つ有利な方法により、これを保管しなければならない」と規定されています。鞍手町のそれぞれの基金条例でも同様のことが謳われています。

例えば、鞍手町かんがい施設維持管理運営基金の設置、管理及び処分に関する条例の第4条には「基金に属する現金は必要に応じ、最も確実、且つ有利な有価証券に換えることができる」ということになっています。「最も確実、且つ有利な有価証券」というのは、普通は国債、公債ぐらいしか考えられないと私は思います。このような2重のリスクを負った金融商品は、これには該当しないと思いますので、これは自治法違反、条例違反の行為ではなかったかと思えます。

実際、リーマンショックやドバイショック、そして最近では中国の土地バブルの崩壊の危機等があります。中国の土地バブルが崩壊するとなると、ドバイショックの何十倍という大きな、世界的な経済金融恐慌が起こるだろうということも囁かれています。

これまでも、これからも、どのような経済危機がやって来るか分かりません。世界経済はグローバル化しています。グローバル化したがゆえに金融派生商品が出回るのですが、こういう時代は世界の何処かで起った、一寸したことでも金融経済全体に影響を及ぼす時代ですから尚更のことと思います。こういうものには絶対に手を出さないということが、健全な自治体の在り方だと思います。

地方自治体がこのような危険な金融商品を導入することのないようにということで、今の政権では金融商品の販売等に関する法律、いわゆる金融商品取引法を改正し、自治体がこのような金融商品を実質的に買えないようにする方向の改正法案が4月に提出されると聞いています。

そこで疑問に思うことがあります。総務省が平成19年3月に仕組債を購入している自治体の調査をしたところ、その時点で仕組債を購入している自治体の数は、都道府県で7団体、政令指定都市で6団体、市町村で1団体と発表されています。

この市町村1団体というのは鞍手町のことでしょうか。当時、総務省からそのような調査がありましたか。その点についてお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

古野副町長。

○副町長 古野 和雄君

お答えいたします。

19年2月、総務省から確かに調査があります。鞍手町は該当なしで報告しています。その時の調査の中に、鞍手町が導入しているような種類の仕組債の調査はありません。

現在鞍手町が購入しているユーロ円債、こういう仕組債は全国でも沢山の自治体が購入していますが、当時の調査項目には鞍手町の方は該当しませんでした。その後、総務省から何回か調査があります。次の時は鞍手町が購入していますユーロ円債の調査があるので、その分は鞍手町も該当ありで回答をしています。鞍手町以外にも沢山の自治体が、特に兵庫県、福岡県が多いらしいのですが、そういう形で、鞍手町と同じような形の仕組債を購入しています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

当時の政府の調査項目に該当するような仕組債ではなかったということで、鞍手町は0という形の回答をしたということです。

先程、仕組債の購入は全国でかなりあるということをいわれましたが、実数が分かっていたら教えて頂きたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

古野副町長。

○副町長 古野 和雄君

いま手元に資料を持っていませんが、これは朝日新聞等いろいろな新聞で公表されています。私も朝日新聞の経済部の記者から取材を受けました。私の名前も載っていたと思います。宙では覚えていませんが20数団体だったと思います。この近辺では飯塚市、苅田町、芦屋町、鞍手町、矢部村だったと思います。私が銀行の方に聞きますと、鞍手町と同じような形の仕組債を県下で7自治体に販売したと言われていいますので、大体そのくらい福岡県ではあるのではないかと考えております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

平成19年度の総務省の調査の時点で、現在のような内容の仕組債についての調査があったということですが、正確な商品の名前は分かりますか。分かったら教えて下さい。

○副議長 日高 直幸君

古野副町長。

○副町長 古野 和雄君

今手元に資料を持って来ていませんが、調査書は会計管理者が保存しています。鞍手町が今導入している仕組債は、その調査に該当しないということを県にも問い合わせたと言っていますので、その時は鞍手町の方は該当していなかったと。後程回答した控えがありますので、ご覧になればいいかと思っております。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

仕組預金等4つの項目ということでしたが、こういうことが総務省の方で調査に上がるということは、問題になりつつあるということの表れではなかったかと思います。

その時点で思い止まる必要があったのではないのでしょうか。その後、先程の6億と3千万の分も含めて11億3千万円の仕組債を購入しているわけです。そういうことをいち早くキャッチし、ストップを掛ける必要があったのではと思いますが、当時そういう考えはなかったのですか、お尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

古野副町長。

○副町長 古野 和雄君

私が何回も答弁申し上げましたが、私自身、鞍手町の基金の管理運用は収入役の専管事項といえますか、職務と置いていたところはありません。

平成13年、鞍手町にネドから57億円がポンプの基金として来ました。

その時に当時の収入役さんと町長が協議され、随意契約である証券会社から国債を買われています。前町長も答弁されていましたが、会計の仕事は収入役に任せていたということで、私も長く財政を担当していましたが、一度も相談はありませんでした。所管の課は、今回の大きな反省点ですが、基金の管理運用は会計がするという認識でした。19年2月にそういう調査があったということ、私は知りませんでした。

今のような金融の知識があれば、そういうものを絶対購入していなかったとっております。多分私以外の会計管理者にしても、その辺の情報不足、勉強不足ということで、議員がお尋ねのような知識がなかったということだろうと思います。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

今、主に副町長が答弁されていますが、基金を管理することは町長の責任になっています。町長も実際に協議に加わった時もあるということであり、町長が決裁した分もあります。協議をした時点でOKを出しているながら、梶原氏が独断でやったというのもあるように聞いています。

基本的に町長も、それを承認して来たという経緯があったと思います。その辺の感じ方について、副町長でなく町長の考え方をお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この問題は100条委員会でも皆さん議論されたところであろうと思います。私が決裁した分ですが、19年3月に1億はしています。後は一方的に、当時の梶原が基金を運用したということになっています。基金管理者と言われたら、私は全体的にありますが、収入役部

局が専門にやっている課でございますので、その辺のところまで管理が至らなかったと。1億円については、私が印を押しています。後の分については、出納員が勝手に、黙って公印を押したということになっています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

梶原が勝手にやったと。1億円については自分に責任はあるが、他は全部梶原の責任だというような答弁でございます。全ての基金運用について協議をしているのではないのですか。そこで承諾をしたからといって、職員が勝手に印鑑を捺するのは勿論違法ですが、内諾をしているわけですから、そこに責任があるのではと聞いているのです。

19年2月に総務省が調査をしていたことを、私は初めて知りました。そういう調査をされていながら、何とも感じなかったということ疑問に思うわけです。

もし梶原が勝手に(仕組債の購入などを)やって、町に損害を与えたということであれば、当然梶原本人を告訴すべきだと思います。告訴もしないで、何で今まで放置して来ているのですか。おかしいでしょう。損害を与えられているのですしたら、当然町として警察に被害届けを出し、告訴すべきではないですか。これは自分の責任を認めているということになるのではないですか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

公金横領と仕組債は違います。その時点で、仕組債について告訴をしないといけないのですか。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

勿論、仕組債と公金横領は違います。しかし町に被害を与えているということは事実ではないですか。公印を無断で使用したということは、有印公文書偽造罪というものに当たるのです。それをもってでも告発すべきであるし、被害があるのでしたら告訴すべきだと思います。それをしないで「公金横領と仕組債の問題は違う」、「それは既に解決した問題」というようなことでは納得できないと思います。今後30年間も続いて行くわけですから。大変な問題だと思います。30年後に償還されたときに、どれくらいの価値になっているか。かんがい施設維持管理基金として30年間、5億円は使えないのです。その辺の責任を感じないのですか。町長に答弁をお願いします。

○副議長 日高 直幸君

古野副町長。

○副町長 古野 和雄君

整理して私の方から答弁させていただきます。19年2月に総務省が調査したと。これは確かに町に調査依頼が送ってきました。

会計管理者の専決で回答していますので、町長も私も該当なしの回答については決裁をしていません。そういう調査があったというのは、今回色々な事件があり、私が調査する中で知ったということで、町長も私もその時点では知りませんでした。

18年12月に福岡銀行を通じて前田証券から1億円の仕組債を買っています。19年3月に西日本シティ銀行を通じてみずほ証券から1億円を買っています。20年5月に野村証券から3億円の仕組債を買っています。現在鞍手町は、仕組債を5億円保有しています。

先程言いましたように、ドイチェマネープラスの分は仕組債ではありません。外国の投資信託ですから仕組債とは違います。また、それは既に売却していますので、今は保有していません。

5億円の仕組債を購入していますが、18年12月に福岡銀行を通じて購入した仕組債については、当時の会計管理者と梶原が何回か福岡市で開催されたセミナーに参加して、利息が安い時期であるから何らかの形で運用できないかということで2人で協議の上、購入しようということで手続きを踏みましたが、そのことについては一切決裁をとっていない。会計管理者は承諾したが、会計管理者も印鑑を捺していないという形で1億円の仕組債が購入されています。

19年3月、西日本シティ銀行を通じてみずほ証券から買った1億円については、財政、当時かんがいの基金を持っていた産業課、私、町長と、全て普通通りの決裁をとっています。しかし、決裁をとる時にリスクの説明は一切なく、「2～3年で償還できます」「元本は確実です」という形で決裁を採っています。これについては町長、私も印鑑を捺しています。

20年5月は3億円です。これについては何回か説明いたしましたが、最終的に梶原が「決裁をうけるために説明すれば、リスクの説明もしなくてはならない。そうすれば決裁がもらえないということで、勝手に職印を捺しました」と言っています。職印を捺したということは梶原が言っているのもあって、誰もそれを証明した者はいません。このことについても警察には言っています。

なぜ告訴しないかということですが、告訴する場合は確実に立証する証拠がいるわけで、自供だけではできない。2億6千万円の横領、全体の中で、当然この分も含めて警察には話をしていきますので、全体の捜査の中で加味されたかどうか分かりませんが、警察の方は十分承知の上で起訴されていると思っております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

確かに告発、告訴する場合、警察は証拠を求めて来ます。現実に購入された申込書に印鑑が捺されていると、梶原自身も100条委員会の中で証言しています。それをもって十分な証拠に成るのではないのでしょうか。少なくとも告訴、または告発できる状況にあると思いま

すが如何でしょうか。

○副議長 日高 直幸君

古野副町長。

○副町長 古野 和雄君

告訴のことを言われていますが、告訴も大事だと思います。ただ告訴しなくても、警察は事件性があり、証拠があれば立件するのです。警察に私の方が届けていますので、告訴がなくても警察の立件の中にそれが含まれるかどうかは分かりませんが、警察の捜査の中に入っているから、告訴をしなければ警察が立件しないということではないのです。

被害があれば当然被害届を出したり告訴したりしますが、告訴というのは私の方も2億6千万円という横領があって、1億5090万円しか告訴できていないのですから、告訴ができなかったからといって、警察が捜査しないということではない。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

警察は告訴すれば、より力が入ると私は思います。告訴しないのは町長にも責任があると。そういう協議に加わって内諾をしている後ろめたさがあるからしないのではないですか。勝手にやったと言うのでしたら当然すべきです。それができない、やらないのは町民に取っては大きな問題だと思います。梶原が勝手にやったということならば、この問題も大きく取り上げて告訴すべきだと思います。

鞍手町の問題を洗いざらい明らかにしなければ、根っこを確実に抑え何故こういう問題が起こったのかということを整理しなければ、せっかく再発防止に取り組んでいても再発防止策は十分に進まないのではないかと思います。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

副町長が言いましたように、告訴状にそういうものを含めて告訴しているから、後は立件の関係で警察の方がどのようにするかということです。立件できなければいくら告訴しても取り上げないという感じをもっています。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

この問題はそれぐらいにしたいと思います。この問題については毎回議会で質問しないと、現在どのぐらいの評価損があるかということのを明らかにできないと思います。ただ、今後毎月でもいいから、その時点の評価額がいくらという報告をして頂ければ質問は必要ないと思います。逐次報告をお願いしたいと思います。

次に、平成17年に巡回バス導入検討委員会が設置されました。平成19年3月に答申が

あり、現在の福祉バスを拡張して6路線で運行するようという提案がありました。その後、町としてもその線に沿った計画が発表されましたが、未だに実施されていません。実施されない理由は何でしょうか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

福祉バスの導入について、平成19年3月に巡回バス導入検討委員会の決断が出た後、町として発表した計画が未だ実施されていない理由は、ということでございます。

これまでもお答えをして来ましたように、福祉バスの見直しについてはバス導入検討委員会の答申を受け、サービスの提供と財政上の問題、成果、経済効果も考え、調査研究をした上でと申して来ました。

答申に当たっては、福祉バスのバス停増設、鞍手車庫までであった西鉄バスの路線延長、コミュニティーバスの一部膨らまし、これについては実現できました、また福祉バス4路線を6路線に拡張、5箇所の公共施設で乗降できるバス停の設置、さらには郵便局での乗降という要望もありました。

既存の民間バス会社との競合の問題などがありますが、やはり一番大事な問題は財政上のこととなります。鞍手町の重要課題の1つは財政の立て直しとっており、現在、行財政改革に取り組んでいるわけです。交通弱者と言われる高齢者、障害者の方達の切実な思いは十分認識していますが、バス購入費、毎年の運行経費等は、今の鞍手町にとりましては大きな財政負担となります。

私は福祉バスで儲けることは考えていませんが、小さな投資で大きな効果を得るためにはどういう形が良いのか、町内の公共交通の在り方について総合的に調査研究するよう指示をして来ました。昨年12月の定例議会でも巡回バスの一般質問があり、その答弁で国土交通省の支援を受けるための準備をしていると申しましたので、現段階及び今後の予定について担当課長より説明をさせます。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

町長に代わりましてお答えいたします。

町内巡回バス、福祉バスの見直しに当たりましては、昨年12月定例会で、国土交通省の財政支援となる地域公共活性化再生総合事業を活用するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会を立ち上げる費用として補正予算を計上させて頂き、議会で承認を頂いております。

本年2月17日に、西鉄バス等の民間公共交通機関、JR、タクシー事業者、議会代表、直方警察署等の各団体代表者で構成する鞍手町公共交通活性化協議会の設立会議を開催し、目的、事業、組織等の協議会規約、今後のスケジュール等について承認を頂いております。

オブザーバーとして、国土交通省九州運輸局福岡支局の主席運輸企画専門官にも同席を頂いています。これにより地域公共交通総合連携計画を策定するために、今月中には申請作業を行うという段階まで来ています。

昨年8月には、無作為抽出によるアンケート調査をやっています。これはコミュニティーバス、西鉄バス等の公共交通機関に関する意識調査です。12月にはコミュニティーバスと福祉バスに職員を同乗させ、乗客にアンケート調査を行うなど、利用者のアンケート調査等で実態把握に努めています。これらのデータについては、協議会で調査分析して頂き、今後の参考にして頂きたいと考えています。これが今までの経過でございます。

今後ですが、3月中には補助金のための事業申請をしたいと思っております。これの承認が得られましたら22年度中に事業計画を策定し、補助金申請、陸運局の認可等がありますので23年度4月1日にはなりません、23年度中には試行運転を開始して、25年までの3年間に、毎年事業の評価と見直しを繰り返すと。これによって26年度から事業の本格化、安定した交通機関を立ち上げるという形になって行きます。こういうスケジュールで今後進めていくようにしています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

これまで福祉バス導入については再三議会で、私をはじめ、他の議員も質問してまいりました。その度に町長の答弁は、財源の問題や他の公共交通機関との調整の問題があるということで、なかなか進んでいませんでしたが、やっと補助金の申請ができる段階になって来たということでございますので、大変有難いと思います。それが何故早くできなかったかという疑問が残りますが、できるということであれば良かったと思います。

先程町長も言われましたように、交通弱者の方にとっては大変な問題なのです。特に高齢化が進んで行く中で、私も町民と会うたびに「福祉バスはどうなったのですか」ということをよく言われます。「早く走らせてもらいたい」という声を耳にするものですから、私も敢えて質問させて頂きました。できるだけ早く実現するよう努力をして頂きたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○副議長 日高 直幸君

以上で香原暹君の質問を終了します。

次に13番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

○13番 宇田川 亮君

通告に従いまして、麻生県政と福岡県町村会汚職事件について質問します。福岡県では、麻生知事の片腕として県政を担って来た中島前副知事と、長年地方政治に大きな影響力を振るって来た山本文男県町村会会長が、今年2月2日逮捕されました。地方政治を歪めるものとして徹底説明が求められるところです。

後期高齢者医療制度の運用を廻り、中島前副知事が町村会側に便宜を図った見返りに、2

007年8月上旬頃100万円の現金を受け取ったという容疑です。今回の逮捕によって、町村会側から中島氏に対して長期に行われて来た裏金接待も山本会長の指示で行われ、他にも多くの贈収賄行為に当たるものがあるのではないかという疑惑が当然のごとく浮上しています。

今回の裏金となったお金は、直接的には町村会に上げた町村自身の負担金であり、また全国町村会の共済事業や宝くじの交付金は市町村に還元されるべきでものであるにもかかわらず、これが裏金として不正に流用されて来ました。県と市町村の関係を賄賂によって歪め、地方自治を踏みにじる許し難い疑惑です。市町村は自らの公金が不正に使われた事実を踏まえ、今回の事件の真相解明を求めると共に、これを繰り返さないための再発防止策をこの機会に明確にさせて行くことが必要だと考えます。

そこでお尋ねしますが、去る2月26日に県町村長会が開催されています。この中で贈収賄事件を受けて、町村会でどんな話がされたのか、その内容についてお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

県町村会での汚職事件に関する内容はということですが、この件については新聞等の報道によりある程度は承知されていると思いますが、2月26日に開催されました町村会の定期総会では事件について報告がされました。

この報告の内容を申し上げます。まず、平成21年11月25日、町村会事務局の現職1名、元職2名と取引業者1名の計4名が、町村会に対する詐欺容疑で逮捕。11月28日には町村会山本文男会長が、平成18年3月6日から19年12月5日までの間に9件、総額102万8264円をコピー代金名目で搾取されたとして被害届を博多警察署へ提出。

12月16日、現職1名及び元職1名が町村会に対する詐欺罪で起訴されましたが、元職1名と業者は処分保留で釈放。12月21日には財団法人福岡県市町村会振興協会山本文男会長が、平成18年3月8日頃から19年12月5日頃までの間、10回に亘るコピー用紙代の架空請求により、184万2277円を搾取されたとして被害届を博多署へ提出。

平成22年1月7日、先の4名が振興協会に対する詐欺容疑で再逮捕。1月28日、12月26日に起訴されていた2名が振興協会に対する詐欺罪で追起訴。この時も元職1名と業者は処分保留で釈放。2月2日、山本文男福岡県町村会長及び中島前福岡県副知事が贈収賄容疑で逮捕。2月4日、笹渕前町村会事務局長が贈収賄容疑で逮捕。2月12日には町村会に対する詐欺行為事件で起訴されていた2人の公判があり、両人は起訴事実を認めた。

2月23日、山本文男会長、中島前副知事、笹渕前事務局長が起訴。同日中島前副知事が保釈。2月24日午後、山本文男会長の保釈を弁護士により確認。同夕方笹渕前事務局長が保釈。以上が報告された内容であります。

尚、3月4日町村会長職務代理者から、山本会長の辞任が承認されたことから、後日会長選挙を実施する旨の通知があつています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

今町長が、定期総会で報告された内容を答弁として言われましたが、この中でこれだけの疑惑が分かっています。これ以外にも、先程申しましたような疑惑があるわけです。

町村会としても自浄能力を発揮しないといけない、真相解明もしていかないといけないと思います。そこで町村会の中で報告されたことはいいのですが、これに対する意見、質問等はないのですか。それとも出す機会がなかったのですか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

その他ということで意見が出ました。「業績は認めるが、事件としては良いことではない。真摯に自ら出处進退を決めるべきだ」という意見が1つと、「事件が捜査中であるから、はっきりしてからでも良いのでは」という、大きく2つの意見がありました。非常に厳しい意見があったということです。そこで評決して、辞職に追い込めという意見も出ていました。内容的にはそういう意見でした。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

山本会長の辞職というのは当然のことだろうと思いますが、それ以上に町村会の中でどういことが起って来たのかという真相解明を、警察だけに任せるのではなく、町村会としてきちっとして行く、そして再発防止策を練って行くということが必要だろうと思います。

2月24日、中島前副知事逮捕、起訴に当たって県議会は決議を採択しました。この決議は、事件の全容の早期解明を求めるとともに、再発防止に向けた県の調査委員会の役割の拡充と必要な措置を求めるものとなっています。

町村会にも事件の徹底解明と再発防止策を要求して行かないといけないと思いますが、それについて町長の考えをお聞かせ下さい。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

前段で山本会長の辞任は、26日の会議の結果をもって職務代行者山本康太郎氏が山本会長に直接会われ、その時の状況を説明したことが山本氏の辞任の要因ではなかろうかと、個人的にはそういう判断に立っています。

今後、当然再発防止はして行かないといけない。今までの会長の絶大な力が今後どういふうになるか分かりませんが、再発防止策の意見、雰囲気は町村会の中で出ていますから、当然そうなると思うております。内容については、どのように、どうするかというこ

とまでは行っていませんが、どのようにされていたのか私達も分かりませんので、その辺を踏まえて発言をして行きたいと思っております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

全容解明と再発防止策については、町長もそういう立場に立つて頂くということでしょうが、是非厳しい意見を出して頂きたいと思えます。先程申しましたように、鞍手町からのお金も使われているのですから、そういう意味では是非そういう立場で意見を出して頂きたいと思えます。

もう1つは県政の問題ですが、事件が発覚して中島前副知事の疑惑が表面化した際、麻生知事は本人から何にも聞き取りはしなかったのです。さっさと辞職を認め、県は調査委員会を設置していましたが、これは現職の職員の倫理上の問題ということだけのもので、辞職者に対しては何ら効力は発揮しないのです。

この問題については、町村会と県政、鞍手町と県政の間についても、今後こういうお金の流れ、不正な裏金づくり、賄賂等があってはいけないと思えます。そこで福岡県に対しても、是非再発防止策、全容解明を求めて頂きたいと思えますが、それについてはどうでしょうか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

県にも再発防止策について、1自治体の首長として意見を出して下さいということですが、これについては、鞍手町は小竹町と鞍手郡支部という1つのブロックを持っており、山本康太郎小竹町長が理事に出ていますので、支部を通じて意見を述べるとともに、私個人の意見としてもきちっとして行きます。

理事会が決定機関になっていますから、理事会で決まって来たことで流れて行くのが今までの町村会の在り方なのです。たまたまこういう事件が起きたから、皆さんの意見が吹き上がったということでございます。この問題については、町村会でも議論があると思えますので、そういう機会を捉えて、私なりの意見を出して行きたいと思っております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に8番議員 栗田幸則君の質問を許可します。

○8番 栗田 幸則君

通告に従いまして質問いたします。

2010年度から始まる子ども手当制度は、中学生までの子どもが対象で、額は一律1万3千円、年15万6千円となっています。今までも小学校までの子どもを対象にした児童手当制度があつて、3歳未満は1万円、3歳以上だと第1子、第2子は5千円、第3子からは1万円が支給されています。

児童手当の場合は所得制限がありますが、子ども手当は一律となっています。
そこで質問ですが、制度の概要と本町の受給対象者をお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君
町長。

○町長 柴田 好輝君

子ども手当は中学生までの子どもが対象です。制度上の概要また本町の受給対象者は何名かということでございます。

国は平成22年度当初予算に計上するとともに、平成22年度分支給のため、所要の法律案を平成22年通常国会に提出しています。その内容は、①中学校終了までの子どもを対象に、1人に付き月額1万3千円を支給する ②所得制限は設けない ③子ども手当の一部として児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については児童手当法の規定に基づき国、地方、事業主が費用を負担する ④児童手当の地方、事業主負担分以外の費用については、全額国が負担する。公務員については所属庁から支給する。⑤平成23年度以降における子ども手当の支給は改めて検討し、所要法律案を平成23年通常国会に提出するとされています。以上が今回の子ども手当の概要でございます。

対象者については、合計で1897人を予定しています。内訳は0歳から小学校終了前までが1467人、その内所得制限超過だった者が71人、中学生が430人となっています。以上です。

○副議長 日高 直幸君
栗田幸則君。

○8番 栗田 幸則君

3月末時点で児童手当を受給している家庭は、何もしなくても子ども手当に切り替わりませんが、所得制限で児童手当を貰っていない家庭や中学生のいる家庭は申請が必要となります。9月末までの猶予期間中に手続きをすれば4月分に溯って受け取れるとのことですが、

お金持ちにも支給することには反対があるため、不要な人は市町村に寄付できる仕組みを用意する予定であるとのことですが、これはどうでしょうか。

○副議長 日高 直幸君
町長。

○町長 柴田 好輝君

「受給者が辞退した場合の町の受け入れ体制は」ということだと思います。その辺についての情報はまだ来ていませんが、所得制限なしということが前提になっていますので、もしそういう状況になったときは、上部機関、関係機関等と打ち合わせながら取組んでいきます。貰っていいということになれば当然頂きますが、その辺のところは、ここで明解な回答は差し控えさせて頂きたいと思います。以上です。

○副議長 日高 直幸君
栗田幸則君。

○ 8 番 栗田 幸則君

厚生労働省は全額国費で負担と言っていましたが、2010年度は地方や事業主が負担する児童手当を残し、それに国費を上乗せする方式となっています。この場合、町の負担はあるのですか。あれば負担額を教えてください。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

子ども手当についての町の負担ということでございますが、児童手当負担分が町の負担となります。今回の子ども手当の合計支給額は、2億4746万8千円の予定でございます。

従来の児童手当町負担分は2796万2千円となりますが、増額した地方負担分は、地方公共団体の自主的な負担とならないよう、別途新たに設けられる地方特例交付金により措置されることになっています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

栗田幸則君。

○ 8 番 栗田 幸則君

長妻厚生労働大臣は昨年10月、子ども手当創設を理由に、前政権が設けた子ども手当応援特別手当の執行を停止した経緯があり、また2010年度は暫定的な措置で、2011年度以降は新制度を検討すると理解を求めています。民主党の政権公約には2010年度は1万3千円、2011年度から2万6千円を支給するとなっていますが、財源不足から地方が求める全額国費は難しいのではないかと懸念されます。

今後国に対して全額国費でという要望は、町としてはやってくるのでしょうか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今後国に対して全額国費でという要望をやってくるのかということですが、当然やってくると思います。

現在児童手当で、町が出している分があります。全額ですから児童手当は除いて、全額国が出しますというのが民主党の公約だったのですが、財源が不足しているから、22年度に限って児童手当分は町で負担して下さいと。

所得制限を設けているところについては特別交付税で町が補填するというところでございますが、何れにしても23年度は全額国費という方向を出しているのですから、これは一市町村だけではできませんので、他の地方6団体等を通じて強力に要望していかないといけないし、要望したいと思っております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

栗田幸則君。

○ 8 番 栗田 幸則君

町としても財政が厳しい時でありますので、是非とも全額国費の要求はして欲しいと思います。

次に、過疎法による経済対策について質問いたします。

最初に今回の鞍手町の過疎地認定は、改正案で1960年から2005年までの45年間の人口減少率が33%以上という指定要件が追加されたことによるものですか。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

指定要件の変更によるものです。以前の指定要件が大きく変わりましたので、それによって指定されたということです。

○副議長 日高 直幸君

栗田幸則君。

○8番 栗田 幸則君

前の10年間は、35年の30%だったと思います。指定要件の追加の分で認定を受けたということですね。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

指定要件は2つありまして、人口と財政力指数というのがございます。最初の分では、減少率が30%から33%以上が変わっています。現在鞍手町は36.6%の減少率となっていますので指定要件にかかると。また財政力指数が0.56以下ということについては、以前と変わらず要件を満たしている。2つの要件を満たして初め過疎地域ということになりますので、今回両方とも満たしたということです。以上です。

○副議長 日高 直幸君

栗田幸則君。

○8番 栗田 幸則君

2010年4月施行見通しの過疎法の6年間延長により、鞍手町は過疎地域に指定され、過疎債による財政支援を受けられるようになるが、町道整備や下水処理施設といったインフラ整備だけでなく、ソフト事業にも取り組む考えはあるのですか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

過疎債でハード事業だけではなく、ソフト事業にも取り組むかという質問でございます。本年1月19日、福岡県企画地域振興部広域地域振興課から、本町が新たに過疎地域として追加指定される見通しである旨の連絡がありました。同日の新聞紙上にも掲載されました。

これを受け町としては、各課に現時点で対象と想定される事業について調査するよう指示

し、提出された事業の取り纏めや、実施事業の優先順位等の調整作業を行っている状況でございます。

3月2日に改正法案が国会に提出され、現在審議されている段階でございますので、具体的なメニューや対象事業については明らかになっていませんが、現時点での情報では過疎対策としてインフラ整備だけでなく、認定子ども園や図書館、太陽光発電等自然エネルギーを利用する施設の拡大、医師や生活交通の確保等ソフト事業も対象となるようです。

ソフト事業にも取り組む考えはということでございますが、改正法が成立した後には具体的なメニュー、採択要件等が明示されますので、県等を通じ情報収集に努め、ハード、ソフト事業の区別をすることなく、活用できる事業については積極的に取り組んで行かなければならないと考えています。

本町が過疎地域と指定されますので、その辺の経過について担当課長から説明をさせます。以上です。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

町長に代わりましてお答えいたします。

ご存じの議員もおられると思いますが、過疎対策、過疎地域の指定に関する、これまでの変革について説明したいと思います。

昭和30年以降日本経済の高度成長の過程で、農村、漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方に於いて一定の生活水準、地域社会の基礎的条件の維持が困難になる等、深刻な過疎化問題が生じました。

こういう人口減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和45年に議員立法による10年間の時限立法として、過疎地域対策緊急措置法が制定されました。その後10年が経過し、昭和55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法が制定され、過疎地域に於ける生活の基盤的条件の整備と、地域の自立促進のため該当自治体に於いて自主的な取り組みが行われると同時に、国に於いても財政・金融・税制等、総合的な支援措置が継続的に講じられて来ています。

本町に於いても、炭坑閉山による人口減少の影響を受け、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法から、平成2年の過疎地域活性化特別措置法まで、それぞれの過疎の適用条件を満たし、過疎法の適用を受けてきました。過疎法の指定地域を受けている期間には、道路事業や公共施設建設事業等さまざまなインフラ整備事業に取り組んで参りました。平成2年の過疎地域活性化特別措置法が5年経過後、5年間延長され、延長が終わった平成11年度に、平成12年からの過疎地域自立促進特別措置法が制定された際、過疎地域の指定要件となります財政力指数と人口の減少率の何れにも該当する必要がありましたが、人口要件30%に対して29.48%とで、0.52ポイント足りなかったということで、過疎指定地域から外れ

ることになりました。

平成12年の過疎地域自立促進特別措置法の激減緩和措置により、平成16年度までの5年間は特定市町村として経過措置を受けることができましたが、平成17年度以降は過疎法の適用除外となり、今日に至っています。

本年1月14日の国会議員の各会派による実務責任者会議において、現行法の期限延長等の改正法案が合意されたと。これを受け3月2日に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案が衆議院議員提案として国会に提出され、この改正法案において指定要件になっている人口要件、財政力指数が合致するというので、平成22年度から6年間過疎地域として指定を受ける見込みでございます。

メニューについても、現段階の資料では、これまでの道路、下水道、公園、消防施設等に、認定子ども園、図書館、太陽光発電等の施設の拡大等、医師や生活交通の確保等ソフト事業も盛り込まれていますが、現時点では詳細にわたって把握していません。早めに情報を収集しながら、今後そういうものの検討をやって行きたいと思っております。現段階の状況でございます。以上です。

○副議長 日高 直幸君

栗田幸則君。

○8番 栗田 幸則君

私が過疎債のソフト事業の分について質問するところを、町長、課長も言われましたので言いません。

鞍手町の現状は財政難であり、町単費による事業は非常に難しいと思われまますので、この過疎債を活用して、経済の活性化を図って欲しいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○副議長 日高 直幸君

以上で栗田幸則君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日9日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日9日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

散会 16時32分

平成22年鞍手町議会第1回定例会会議録（第3号）						
平成22年3月10日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議					副議長	
開閉会日時			平成22年3月10日 午後1時00分		日高直幸	
及び宣告 閉会開議					副議長	
			平成22年3月10日 午後3時46分		日高直幸	
出席及び欠席議員						
議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	
1	原 哲 也	出 欠	11	毛 利 喬	出 欠	
2	香 原 暹	出 欠	12	久 保 田 正 之	出 欠	
3	星 正 彦	出 欠	13	宇 田 川 亮	出 欠	
4	欠 員					
出席 11人	5	武 谷 保 正	出 欠			
欠席 0人	6	岡 崎 邦 博	出 欠			
欠員 2人	7	欠 員				
	8	栗 田 幸 則	出 欠			
	9	川 野 高 實	出 欠			
	10	日 高 直 幸	出 欠			
会議録署名議員	9番	川 野 高 實		11番	毛 利 喬	

職 務 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務局長補佐	久 保 田 隆 一	出 欠
	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計収納対策課長	田 中 正 一	出 欠
	副町長	古 野 和 雄	出 欠	建設課長	梶 栗 英 正	出 欠
	教育長	山 本 喜 久 男	出 欠	企画財政課長	本 松 吉 憲	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道課長	吉 田 正 行	出 欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出 欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民課長	熊 井 照 明	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	原 繁 幸	出 欠	保険健康課長	松 尾 保 則	出 欠
地方自治法第121条により説明出席者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成22年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月10日 午後1時開議

第3号

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第3号 | 鞍手町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第4号 | 鞍手町暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第5号 | 平成21年度鞍手町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第4 | 議案第6号 | 平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号) |
| 日程第5 | 議案第7号 | 平成21年度鞍手町老人保健特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第6 | 議案第8号 | 平成21年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第7 | 議案第9号 | 平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第8 | 議案第10号 | 平成21年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第9 | 議案第11号 | 平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第12号 | 平成21年度鞍手町水道事業会計補正予算(第4号) |
| 日程第11 | 議案第13号 | 平成22年度鞍手町一般会計予算 |
| 日程第12 | 議案第14号 | 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第15号 | 平成22年度鞍手町老人保健特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第16号 | 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第17号 | 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第18号 | 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第19号 | 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第20号 | 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第21号 | 平成22年度鞍手町水道事業会計予算 |
| 日程第20 | 議案第22号 | 平成22年度鞍手町病院事業会計予算 |
| 日程第21 | 議案第23号 | 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算 |
| 日程第22 | 議案第24号 | 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減 |
| 日程第23 | 議案第25号 | 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減 |
| 日程第24 | 議案第26号 | 福岡県介護保険広域連合規約の変更 |
| 日程第25 | 議案第27号 | 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |

平成22年3月10日（第3日）

開議 13時00分

○副議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第3号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

軽自動車の商品の物については税金を課さないというような中身ですが、これによる歳入の影響については、どのような影響があるのか教えて下さい。

○副議長 日高 直幸君

税務住民課長。

○税務住民課長 熊井 照明君

お答えいたします。

歳入に対してどのような影響があるのかということですが、今までは条例に制定していませんでしたのでありませんでした。これを制定することにより、台数ははっきりしたことは分かりませんが、何台かの課税免除4千円、7200円の課税免除を行うこととなります。

町内の中古車販売の会員さんはおられないようですが、準会員さんは4社おられるそうです。原則としては古物商の許可証を持った方が添付書類を付けて申請をして頂くとなります。

○副議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

今言われた何台かということは数台ということでしょうか、これまでも掛けていなかったのですか。条例で改めて制定するというだけの話で、これまでは税金を課税していなかったということですか。

○副議長 日高 直幸君

税務住民課長。

○税務住民課長 熊井 照明君

全部税金は課税していました。今回これを制定するに当たって、ある業者さんから近隣市町村は課税免除の条例が制定しているのに、鞍手町は何でしていないのかという要望もあまして、今回こういうふうに制定をさせて頂いております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第4号 鞍手町暴力団追放推進条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

中身の第5条に、町は町立の中学校及び高等学校において、その生徒が暴力団との根絶の重要性を認識し云々と、そのための教育を推進と書いていますが、改めて条例で謳っているということについて、今後中学校、高等学校に於いてどのような教育を推進して行こうと考えているのか教えて下さい。

○副議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

お答えいたします。

中学生、高校生の方については、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを十分理解することが、中学生、高校生は可能であるということで、今回中学校、高校生をしたということでございます。この啓発については暴力団の実態、暴力団の悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させる教育ということでございますが、これについては資料の配布、暴力団追放啓発のビデオ、警察から情報を提供してもらって教職員が実施すと。警察の方がお見えになって教育をするという方法を上げています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第3 議案第5号 平成21年度鞍手町一般会計補正予算第6号を議題とします。先ず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書14頁をお開き下さい。

1款 議会費及び総務費について、14頁から19頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、19頁から27頁まで質疑ありませんか。

宇田川 議員。

○13番 宇田川 亮君

25頁の衛生費の中の予防費で、新型インフルエンザ予防接種補助金減が1700万円程度上がっています。これはどのような啓発等を行って来たのか、また受けられた方はどのくらいで、予算は人数的にどのくらい余っているのか教えて下さい。

○副議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 松尾 保則君

新型インフルエンザについてお答えいたします。

新型インフルエンザの町が予算措置している部分については、非課税世帯及び生保世帯です。人数は、非課税世帯の接種済165名、生保世帯157名、322名が接種しています。この中で対象者は4949人です。接種予定者は1歳以上、13歳未満の方は2回接種になるのですが、対象者377名に対して1割を接種予定として予算計上していました。

中学生、高校生の年齢の者については188名の対象者に対して、1割で19名。19歳以上65歳未満の方に対しては2063名の対象者に対して1割で207名。65歳以上の高齢者に対しては、2321名に対して15%、349名で、計613名を接種予定としていましたが、322名しか接種がありませんでした。残りの方に対しては、今年度予算を1回減額して、新年度で新たに予算を計上するようにしています。

啓発については、いきいきカレンダーで啓発をしています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

何れにしてもこれだけの予算が余るとするのは、周知徹底がされていないのではと思います。他の自治体は対象者の方に手紙等を送付して、わざわざ役場に来なくても医療機関において接種するというような措置も取られております。受けやすいような状態、周知徹底も是非やって頂きたいと思います。

先程来年度予算のことも触れられましたが、来年度予算は予算的に大幅な減額になっているのです。このままの対象者でいいというのではなく、対象者全員に受けて頂いて、予防接種が受けられたら、その分医療費も掛からなくなるということにも繋がって来ますので、是非周知の方と受け安さについても改善をお願いしたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 松尾 保則君

周知徹底ということで、私の方も対象者に出来るだけ多く受けて頂くように啓発の仕方を考え、新年度は多くの方に接種して頂くように努力してまいります。

手続きですが、町の保険健康課の窓口申請書を置いていますが、接種されていない方一

人一人に個人通知をするということについても、今後の検討とさせて頂きたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

一度窓口に行って申請をして、それから医療機関に行くということになるわけでしょう。他の自治体では受けやすくなるために、直接医療機関に行って予防接種が受けられるということもやっている自治体もありますから、そういうふうに改善をして頂きたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 松尾 保則君

本人が役場の窓口で申請書を書いて医療機関に行くということだけでなく、直接医療機関に行けることが出来るように、今後考えて行きたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について、27頁から33頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から11款 災害復旧費について、33頁から38頁まで質疑ありませんか。

原 議員。

○1番 原 哲也君

34頁の委託料ですが、これが著しくマイナス1529万9千円になっていますが、どういことでしょうか。

○副議長 日高 直幸君

教育課長。

○教育課長 平瀬 研一君

只今のご質問ですが、耐震診断の委託料1529万9千円ですが、これは古月小学校と新延小学校、鞍手南中学校、西川小学校と剣南小学校、鞍手分校の耐震診断業務委託は入札残でございます。業務委託に関しましては最低制限を設けていませんので、こういう数字になっています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

4頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。4頁から13頁まで質疑ありませんか。

栗田議員。

○ 8 番 栗田 幸則君

4 頁の 1 2 款 分担金及び負担金、0 1 項 負担金、0 1 目 民生費負担金、0 1 節 児童福祉費負担金の保育所運営費の負担金、他市町村分とあります。この減が 5 2 1 万 2 千円となっています。2 1 年度予算では 1 6 9 9 万 4 千円となっていますが、可成り減少している理由は何でしょうか。

○副議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

保育所運営費、他市町村の負担金ですが、これは内の乳児が他市町村の保育所に保育を委託するという事業ですが、人数の変更があり当初から減額になったということです。当初 1 6 人を見込んでいましたが現在 1 4 人です。他市町村の受入先は直方市、北九州市、中間市等があります。以上です。

○副議長 日高 直幸君

栗田議員。

○ 8 番 栗田 幸則君

4 頁の 1 3 款 使用料及び手数料、0 1 目 民生使用料で、総合福祉センター使用料の分が 2 1 年度予算では 2 1 0 0 万円となっています。9 0 0 万円の減ですが、これは利用者減だけによるものですか。

○副議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 松尾 保則君

総合福祉センター使用料には、管理棟、福祉棟、ふれあい棟、保健棟の使用料、公衆電話等がございます。その中で福祉棟のお風呂の使用料が 8 2 % 程ありますが、お風呂の方で利用者が大きく減っています。その部分が影響しています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

栗田議員。

○ 8 番 栗田 幸則君

まだ決算になっていませんが、年間の利用者数と今後の対策としてはどのように考えておられますか。

○副議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 松尾 保則君

条例を改正しまして、利用者数が大きく落ち込んだわけですが、今後の対策としてお風呂の薬湯湯を週代わりで、色々な薬草湯を実施しています。もう少し入場者の様子を見て行きたいと考えています。

入場者数は、2 0 年度の資料を持っていませんので後程お答えしたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

香原議員。

○2番 香原 暹君

6頁の民生費国庫補助金の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金と、総務費国庫補助金の地域活性化きめ細かな臨時交付金事業国庫補助金の2つについて、目的と対象を教えてください。

○副議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

地域介護福祉空間整備等施設整備交付金ということですが、これは介護保健施設のグループホームのスプリンクラーです。小規模福祉施設スプリンクラーの整備が、国の緊急経済対策が平成21年度の補正予算で決まっていますが、それに伴い小規模福祉施設スプリンクラー施設を整備出来るということで、グループホームの消防法が改正され、275平方メートル以上の福祉施設はスプリンクラーを設置する義務付けとなったということで、くるみ園、やすらぎ園の2ヶ所が275平方メートル以上を越しますので、そこに申請が出ています。

これは内示が1月ということで、遅れましたが明許繰越にすることにしてあります。それで22年度の事業になるかと思えます。

新規に、室木にある、かえでが22年度事業で申請するようになってあります。消防法が変わったということで業務付となり、補助金が緊急措置で賄うことが出来るということでございます。以上です。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

総務省の国庫補助金について説明いたします。

これは国の第2次補正予算で5千億円が計上されています。これを地域活性化きめ細かな臨時交付金ということで、町のインフラ整備等の経済対策ということで割り当てが来ています。鞍手町は現在4998万5千円の枠配が来ています。これは中央公民館の体育館の雨漏りが酷く屋根改修工事。武道館の屋根がトタン葺きで、何れ雨漏りが出るということで屋根の葺き替え工事と、鞍手町南中学校の受電施設が設置以来相当の年数が経過していますので、これも改修が必要ということで、この金額に見合う分として3件の工事を予定しています。これについては昨年12月に閣議決定され通知が来ていますので、当然年度内の事業の完成は難しいということで、全額、明許繰越ということにしてあります。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

4頁の栗田議員の質問に関連するのですが、900万円の収入減となっておりますが、総合

福祉センター使用料は、この内の82%という説明がありました。実際には福祉棟の風呂の利用減による実質的な収入減は、昨年度と比べてどのくらいになるのか、これはいろいろな使用料が入っているということでしたので、お風呂だけを取り上げて見て、実質的な利用減がどれくらいかと、条例を改正したために利用減になったということです。

条例は、1つは利用時間を短縮したことと、町外者の利用料金を上げたことの2つの改正だったと思います。どちらの影響が大きかったのかについてもお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 松尾 保則君

昨年度に改正をしたわけですが、その中で改正による町外入館者に対する入浴料金の方が大きく影響していると考えています。

20年度の福祉棟入館料1804万6千円に対して、21年度は12月までしか出していないませんが、630万8千円となっています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

これは12月議会で一般質問させて頂きました。その中で大きく利用者の減少が見込まれていたわけですが、私が想像していた一番悪い状況になっています。一般質問の中でも改正して悪かったらもう一度元に戻すとか、改めて改正し直す等をして、利用者の増加を図るべきではないかという提案もさせて頂きましたが、町長はこのままで行くということでした。

900万円の減収は鞍手町の自主財源を確保する財源の中でも貴重な財源です。900万円という金額の多い、少ないもあるとは思いますが、折角有る施設が逆に言う utilization されなくなって来ているということにも繋がるのです。そういう意味でもここは何か対策を立てるべきではないかと思っております。これも検討するよりも、次年度の予算の中でも言おうと思っておりますが、22年度の中で対策をしないと、このまま利用者が減るばかりではないかと思っております。

質問としては、町外者が大体いくらぐらいだったのか、7時以降どれぐらいの利用者があって、それがどうなくなったのかということもお尋ねしたいところです。それは今答えられるかどうか分かりませんが、なければ資料でも結構です。

もう1つは、経費がどれくらい削減されたかも一般質問で聞きました。昨年度は燃料代が凄く高かったのです。ですから経費が凄く下がっているように思いますが、一寸おしなべてもらって、今の経費だったらどれぐらいの経費削減に繋がっているのか、それについても今お答えが出来ればお答え下さい。出来なければ資料でも結構です。

○副議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 松尾 保則君

後程資料として出させていただきます。

○副議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第5号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第6号 平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第6号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第6号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第7号 平成21年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第7号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第7号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第8号 平成21年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第8号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第8号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第9号 平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第9号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第9号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第10号 平成21年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第10号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第10号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第9 議案第11号 平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

3頁の利子及び配当金ですが、ここの説明の表記に国債証券利子追加50万円となっています。これは先日の香原議員の一般質問の中では、仕組債の利子というような説明があったと思います。何故ここは国債証券利子追加という表記になっているのかお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

農政環境課長。

○農政環境課長 原 繁幸君

今までもこの名称を使われていたと思います。そのようなことで使わせて頂いております。実際は仕組債の1億円の利息50万円です。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

今までもということですが、これは明らかに仕組債の利子配当というのが分かったからお尋ねしています。今までは国債も谷山池の中にもありますし、かんがいにもあります。そこがはっきり区別されていなかったのは分かりますが、今回仕組債の利子配当ということがはっきりしているのであれば、ここは仕組債の利子配当というふうに表記すべきところではないかと思います。そうでないと、これは国債の利子なのか仕組債の利子か、投資信託の利子か分からないのです。

どの基金の中の運用益としてここに利子配当が出て来ているのかを、きちっと明確にするためには、表記は変えた方がいいのではと思いますが、どうですか。

○副議長 日高 直幸君

農政環境課長。

○農政環境課長 原 繁幸君

今後は国債証券等利子ということで、今までも仕組債等ということは使用していませんでしたので、検討させて頂きたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第10 議案第12号 平成21年度鞍手町水道事業会計補正予算第4号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第12号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第12号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第11 議案第13号 平成22年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

先ず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の35頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、35頁から63頁まで質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

37頁の職員手当のところですが、期末手当特別職421万9千円とありますが、この根拠となるところが、一番後の給与費明細書というのが付いています。

ここに職員手当が2073万1千円という表記になっているのです。長等2人の合計の所得が3983万2千円と私の資料では表記されているのですが、ここはどうなっていますか。

○副議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

これは特別職421万9千円と、次の頁に14番退職手当特別職というのが1651万2千円あります。それを合わせたところが2073万1千円になるかと思っております。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

2073万の中には退職手当も含んでいるということでもいいのですね。分かりました。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

44頁の強制執行委託料があります。これはどのようにやろうとしているのか教えてください。

○副議長 日高 直幸君

会計収納対策課長。

○会計収納対策課長 田中 正一君

現実的に2名居なかったもので、去年は進んでいなかったのですが、町営住宅の悪質滞納者が数名おられます。その中で現実的には話を持って分割納入の方を出来るだけ進めていますが、その中でどうしても此方の意向に添わない方がいまして、1件22年度の予定として予算計上しています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

悪質滞納者と言われますが、どの点がどのように悪質なのかと、強制執行の中身についてもう少し詳しく教えてください。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

町営住宅で悪質と言いましても、協議に行ってもこの方の家庭状況等を十分把握した上で、尚且つ能力があつて払わないという場合に、最終手段として強制執行ということになります。

この場合は裁判所に申立て、裁判所から現地に、実際の退去する時の立会人ということで来て頂きます。そういう時に、その方の費用、家財等の持ち出し処分等の費用を含めて、1件当たりこれぐらいと見込んでいます。

実際にそこまで行くためには、その方の家庭状況等を十分把握した上で実施して行くということになるかと思えます。一応予定ということで計上しているということでございます。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

41頁、以前から話が出てはいるのですが、例規集のシステム使用料が100万8千円付いていますが、おそらくまだホームページはそのままだと思います。ホームページに載せることは考えていませんか。

○副議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

今電算システムを変更させて頂いています。これに合わせて例規集も載せるという方向で考えていますので、載せる方向で考えてよろしいかと思っております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、64頁から98頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

これも毎回お尋ねしていますが、87頁の人権推進事業費の中の、部落解放同盟鞍手町地区評議会補助金144万1千円、解放活動団体補助金150万4千円と、団体の補助金について今後どのように考えているのですか。一度減らしただけで、全く変わっていない状況だと思います。今後の方向性についてお尋ねします。

89頁の報償費、隣保館各種講座教室講師謝礼84万円ですが、どういう講座が開かれるのかをお尋ねします。下の管理委託料60万円が出ていますが、何の管理なのか教えて下さい。

○副議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

1点目の部落解放同盟鞍手町地区協議会補助金ですが、行財政改革に基づき平成19年度を基準に20年、21年度を減額しています。行財政改革の目的はここで終了ということですので、今後については新たな行財政改革が検討されるにつれて検討はして行きたいと思いますが、現在のところはこういうところになっています。

隣保館で行います各種講座ですが、習字、大正琴、成人講座等を予定しています。委託料の件で以前は管理人を置いていましたが、各公共施設の管理人を廃止するに伴い、隣保館の方も廃止しています。そこで日常の管理として委託契約ということで、年間60万円で契約をしています。庭木の手入れ、外の掃除等を含めて管理人の代わりということでございます。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

団体補助金については小竹町も5年間で20%カットして、完全に廃止しました。県の方も同和行政は終わるという中で、行財政改革という観点からだけでなく、これについては逐次団体の方と、以前聞いた時も話して行くという話だったと思います。行財政改革が終わったから、このまま行きますというのは納得出来ないのです。趣旨について、同和行政は廃止して行くというような中身で、団体補助金については是非廃止して頂きたいと思います。その団体の方と話を進めて頂きたい。

隣保館の各種講座についてですが、何で習字、大正琴という講座を開いて、行政がこれにお金を出して行かないといけないのが良く分かりません。これは一般に解放して、全体ですということでしょうか。こういうのを止めた方がいいのではないかと思います。答弁を求めたいと思います。

管理委託料ですが、庭木の手入れも含めて何処に委託されるのか、中身についてもう一度お願いいたします。

○副議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

各種講座の目的としては、地域の方が教養を深めるということだと思います。文化的改善とかを含めたところで各種講座を開いているということでございます。一般の地区以外の方にも解放はしています。

管理の関係ですが、個人に委託をしています。仕事の内容は各種の垣根の手入れ、花壇の手入れ、中は清掃等を行っていると思います。前にいました管理人の仕事をそのまま引き継いで頂いたということでございます。

○副議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 古野 和雄君

課長が答弁をいたしました。同和問題をはじめとする人権問題については、私ども行政の責務として今後とも引き続き取り組んで行くことに基本は変わりません。ただ団体補助金についても、関係者の方と十分協議しながら、これまでも進めて来ましたが、今後も引き続き協議をさせていただきます。

隣保館のいろいろな学習の講座の内容等も含め、これは県の事業の中でそういう事業を取り組んでいますので、この中身についても今後十分協議をさせて頂きたいと思っております。ただ、先程言われました隣保館の管理のことについても、これまで過去管理人さんを常駐して頂き管理をして頂いた経緯があります。そういう中で中身を十分吟味しながら、今後もそういう形で検討させて下さい。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

93頁、先程も補正予算のところでお聞きしましたが、新型インフルエンザ予防接種補助金が今回187万8千円と大幅に減っているのです。先程改善を検討すると言われましたが、改善すれば予防接種を受けられる方も増えて来るのではと考えます。これについては予算を増額する等も今後の補正等で検討されるのかどうか教えて下さい。

○副議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 松尾 保則君

先程補正のところでお申しましたように、対象者に対して1割程度の接種見込みを予算化しているわけですが、予算執行をする中で啓発をしてまいりますし、それに伴って接種希望者が多くなれば当然追加補正させて頂きます。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

72頁の総合福祉センター施設費の修繕料が100万円ということですがその中身と、介護予防事業費ですが、これは私の勘違いかも知れませんが、職の自立支援事業費委託料295万9千円が付いています。これについては民主党の事業仕分か何かで、これが対象になっていて削減されたのではという気がします。これ自体は単費で行っているのか、補助事業で行っているのかも含めてお尋ねします。

78頁、児童福祉施設費、昨年比べて2321万5千円増えています。節の主にとこの分で増えたのかをお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 松尾 保則君

総合福祉センターの修繕料100万円を計上しています。何処の部分の修繕かということですが、今何処の部分が悪いからその部分を計上しているということではなく、センターで10万円を超える修繕に対しては、町が修繕料を予算措置して修繕するようになっています。昨年も途中で補正しまして150万円の予算になっていると思います。以上です。

○副議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

食の自立支援事業委託料ですが、仕分作業の結果を注目していますが、覚えがありませんのでそのまま補助対象になろうかと思っております。正式な通知等は来ていませんし、これは補助事業で補助金があります。

施設費の関係ですが、今回畳の購入を備品購入として上げています。これも説明させていただきます。

柔道畳のような、つるつるした畳を購入するようにしています。乳児室は毎年畳の表替えをしていますが、直ぐ傷むということと衛生面で、畳の目に食べ物をこぼしたり、吐いたりしたものが目に詰まって不衛生であるということで、つるつるした柔道畳にすれば、その点は良いということと、長持ちする考えからそのようにしています。

私立の運営費等が増えていると思います。延長保育料等も私立が行う分については補助するという事になっていきます。一時預かり等も民営化がする分については補助するという事になっていきますので、その辺が増えていると思います。21年度の当初予算よりも全体的に子どもの人数が増えているということも原因かと思えます。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

最初の総合福祉センターの施設費の修繕料ですが、今の説明ですとさし当たり何処を修繕するのか分からないが、昨年150万円ぐらい修繕したからここに上げているというような答弁だったと思います。100万円上げなくても、頭出しだけでもしておけば良いのではと思います。

もう少し確固たる、個々については建設して何年になっているから修繕が必要な箇所があるということであれば問題はないのですが、厳しい予算の中で予算編成をされていると思いますので、よく分からない緊急性もあまり感じられないような予算であれば、私はない方がいいかなと思います。その辺のところを説明して下さい。

職の自立支援のところ295万9千円上がっていますが、民主党の中では削減されていたように思いますが、補助率が幾らなのかをお尋ねします。

最後に畳の購入については150万円が上がっていますが、それを差し引いても1800万円ぐらい増えているので、それが延長保育の1200万円まるまるに当たるのか、私立の運営費の1億1500万円の中に入っているのか分からないのですが、これは行財政改革と保育所の民営化の中で決まったのですが、行財政改革の中では保育所も、今は公立が3園と私立が2園ということですが、5園を見直すべきではないかというのがスタートだったと思います。民営化はされたが、まだ5園あるということについてですが、このところも行革の中で話をするのか、またそういう特別委員会が必要なのか分かりませんが、当初は3園にするというような話もありましたので、ここについても早急に何か対策を考えて行った方が

良いのではと思います。その点についてお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 古野 和雄君

総合福祉センターの修繕料100万円の件ですが、総合福祉センターについては、社会福祉協議会に指定管理者として指定しています。契約の中で修繕料10万円を越す分については一般会計で見るという契約になっています。

お風呂を運営していますので、配管が詰まるとか、10年を越していますので昨年も緊急に工事をしなければならない物が多々出ています。水関係のお金は大分掛かりますので、頭出しでは緊急に工事が出来ないということで、社会福祉協議会とも協議をして、大体このくらいは必要という形で100万円を予算計上しています。

福祉人権課長が専門ですが、食の自立支援事業委託料を配食の関係で、決済しながら担当者に聞きました。当然補助事業の対象になっていますが、これだけでなく色々なメニューがあります。介護予防事業等も補助の対象になるわけです。その中で食の自援については、一部分だけしか補助対象になっていません。ほとんど単費になっています。

保育所の5園の問題がありましたが、22年度保育所は剣第一保育所の方が建て替え計画を持っています。これが補助事業でされるわけですが、その時には2分の1の補助金で4分の1、4分の1が私立保育園です。4分の1町が負担しなければならないということで、その4分の1の予算を今回計上しています。5園を行革の中では3園にしようというふうなことで検討しましたが、それは3園を残して2園を民間にという形で、民間に移管いたしました。今言われるようなことについては、今後の行革の中で検討して行かないといけないということは私どもも十分分かっていますので、今後の課題として、町が保育所を3園持っていますが、これについてはこれから協議を進めさせていただきます。以上です。

○副議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について98頁から108頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

労働費、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業で予算を組んでいますが、町の割り当て分の予算はどのくらいかと、中身についてはどのようなことを考えているのか。同じくふるさと雇用再生特別基金事業費についても同じような質問ですのでお答え下さい。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

緊急雇用の関係については、配分額は約2800万円来ています。これは20年度から継

続してやっています。22年度については臨時職員、町の部署で繁忙なところ、現在定数も減っているのと育休等もありますので、こういうところに臨時職員を充てる部分を予定しています。

昨年から続いてやっています道路パトロール、これは現在ゴミの不法投棄の収集等に当たってもらっていますが、22年度からは緊急工事、道路の穴空等の軽微なものもやって頂こうと想定しています。

最終的に金額の調整をやって行きますが、後期に発注しています草刈等以外の、通常やっていない部分、これは21年度では全て片づいていませんので、残りの分を整理して行きたいと現在では予定しています。

ふるさとの分ですが、1100万円程度ありますが、これは基本的に民間のNP法人或いは民間企業等に委託して、雇用した人員の継続雇用が条件になっています。これについては厳しいものがありますので、行政の方も考えましたが、どうしても該当するものが見当たらないということで、昨年9月に広報とホームページで公募をしています。その結果1社、団体として商工会が手を上げられました。これは商工会がブランド化していますワインを、試作品でなく営業ベースに乗せるものも必要だと、こういう単品では申請しても対象になりませんので、それだけでなく地場のJA、或いは企業さんと連携して頂いて、新たな鞍手のブランド品等を創出するための準備段階という作業をやった上で、最終的に法人化の別会社を設立して頂くという方向で申請を頂いています。

これについては県の方に申請出してOKの回答を頂きましたので、22年度から実際に活動して頂くということになります。あくまでも雇用は1名予定していますが、これは22年度、23年度まで補助対象になり、総額1100万円程予定していますが、それ以降も雇用を継続して頂くと。雇用が最大の目的でありますので、これに対応出来るということで現在予算措置をしています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

107頁の産業祭り補助金が180万円付いていますが、毎年、今年はないのではないかという話も出ながら、挨拶の中にもそういう言葉も出たりしていますが、どのような方向性で行っているのかを教えてください。

108頁の商工費の信用金庫預託金500万円は、今どのようになっているのかの状況を教えてください。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

産業祭りの件ですが、金額面は例年200万円支給していましたが、今回180万円としています。これは21年度実施する段階で前年度の繰越分が相当額ありました。行政、JA、

商工会、我々の協賛であります。そういう負担金を一律1割カットしてやれるのではないかとということで、21年度も1割カットの180万円を実施しています。

実際に事業をやった中で、今回色々工夫しても尚且つ繰越金が同じように出たということで、当初予算から1割カットということで進んでいます。

昨年は初めて実態調査を行いました。アンケート等、入場者もカウントしています。入場者がカウント出来た人が、これは午前、午後とも2回来られた方もおりますが、3840人余りをカウント出来たということで、実際は4千人を越していると考えています。

こういう集客がある中で、これは継続という部分で今回もやっています。これについても、もっと工夫ということで、22年度は予算的にはふれあいフェスタは別計上していますが、ふれあいフェスタと合同で出来ないかという検討も現在やっています。そうすると人件費、予算的にも可成り削減出来るのではないかとということです。ふれあいフェスタについても同時に集客出来るといった部分もありますので、そういう工夫もやって進めて行きたいと。もう1つは最終的に産業まつりを地域のブランド化等の部分の対外的なアピールに繋げて行くべきということで、継続するというようにしています。

信用金庫預託金ですが、これは中小企業者に経営上の運転資金を融資するというもので予算化しています。現実には皆さんセフティーネットを活用されています。金額的にこの部分は融資が決定しても200万円ということで、運転資金部分しかありませんので、現在のところ活用はなく、セフティーネットが主に活用されているという状況でございます。以上です。

○副議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、108頁から122頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について122頁から152頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

132頁の中学校費の中の修繕料、これは12月議会の議案質疑のときに修繕料というところで、学校の校納金を使ってガラスの修理をしたというようなこともお話ししました。犯人が分からない部分については町で見るべきではないかということをお話したと思います。3年生だろうという話から、3年生の校納金からガラス代を払ったといことはおかしいということで、課長がそこは徹底しますと言いましたが、その後どのようなようになったか教えて下さい。

○副議長 日高 直幸君

学校教育課長。

○教育課長 平瀬 研一君

議員が前回質問されましたが、ガラス等を割った方が特定出来ない時は教育委員会で持つようにということで進んでいます。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

それは以前からそうなっていると思います。実際に校納金からそのようにしたということですから、その後徹底されたのかをお尋ねしています。

○副議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

先の議会でそういったご質問がございましたので、後で関係者、教員を呼びまして、こういう事実があるかということをお聞きしましたところ、PTA関係、或いは学年会の保護者会等で、非常に不明なところのガラスの破損があるということで、こういうことだったら学年費からでも出さなければならないような状況が出るかも知れませんという話はしたということが分かりました。基本的には課長が言っていますように、不明な部分については教育委員会が持っています予算で入れています。

故意に割ったと、割った人が分かったというときには弁償して頂くという基本線は続いています。私が在職中の20年近く前からそういう方針は取っています。

議員が言われました件については、そういう形で確認をしましたが、保護者にはそういうことが起こり得るかも知れないという話はしたと言っていました。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

教師が言ったの分かりませんが、保護者が学年、PTAの方から払うようになるかも知れませんかと言うこと自体がおかしいことで、何の脅しか分かりませんが、そういうことを言わないように指導して頂きたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

ご指摘のように、そういうことはおかしいのだということをはっきり申し渡していますので、今後そういった事例は起こらないと思いますし、その辺の指導は厳しくしています。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

140頁に長谷別館管理委託料60万円と、長谷別館に関して水質検査が4万1千円、浄化槽が18万3千円、その他長谷別館の庭園整備が15万円と、諸々長谷別館に関する経費が上がっていますが、外部評価委員の評価一覧表を見ますと、中央公民館、長谷別館施設管理運営については、6人の委員さん全員が休廃止という結果になっています。

コメントとしては、出来る限り経費を掛けないで撤去と、とにかく撤去して早期に廃止すべきということになっています。委員会としても休廃止ということになっていますが、こういう評価が出ている一方で、変わらない長谷別館の維持管理について経費が上がっているということについてお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

外部評価委員会の結果はご承知のように全員廃止ということで、町執行部としてもこの意見を受入、廃止という方向で調整するとしています。

現時点では利用者がおられます。地元の合意等を取り付ける準備が必要です。今回の当初予算では例年通り上げていますが、現課でそういう対応を早急にやって頂いて、はやく結論を出すと、その時点で条例廃止の改正も必要になってきます。

予算補正の減ということも出て来ますので、そういうところを地元で十分煮詰めて頂きたいとお願いしています。そういう作業を現在進めていますので、予算は廃止するまで必要でございますので、予算措置をしています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

地元で煮詰めるということは、協議は地元で丸投げしているということですか。それとも行政と協議を持っているということで理解して良いのですか。

もう1つは、予算上は上がっているということですが、今の話ですと22年度中には廃止をしたいという意向のようですが、そのような理解でいいのですか。

この中に総合プールについても、現状維持の方が1人と、休廃止が5名というようなことが上がっています。これについても予算はそのまま計上されていますが、プールについては子どもさん達の利用状況もあります。総合プールに代わるプールを開放するとか、いろいろな考えもあるのですが、この辺についてはどういうお考えなのかもお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

地元の調整というのは、一部管理を地元をお願いしていると、この辺については区長さんよりいいだろうと。ただこれを売却処分という方向になりますと、地元の方にコンセンサスを得る必要があるということで地元という表現をしています。22年度中、早期に答えを出して頂きたいと現課にはお願いしています。

総合プールの件ですが、これは25メートルプールが使用出来ないという状況になっています。目的が体力増進という部分で作った物だという趣旨から、評価委員会の中で意見が出ています。現実子どもさんの人数は把握していませんが、沢山の方が利用されています。そ

ういう中で執行部としては単純に廃止という方向には行かないということで、これについては継続して使用して行くと。ただ評価委員さんの意見が出ていますので、これに対して何らかの将来的なものも回答していく必要があると思っております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

4頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。4頁から34頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

今回地方交付税、臨時財政対策債を合わせて3兆6千億円増額という形になっています。これについては国の予算で地方の配分が増加したと。もう1つは財政力の弱い自治体に少し厚みを持たせたということですが、何れにしても今回の予算については町長の改選時期でもありますから、骨格予算とされています。

地方交付税等を今回上げている部分については、確実なものを上げているのか、それとももう少し見込みがあるのかというのを、どのように考えているのか教えて下さい。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

基本的に国が増額予算を決めています。これが詳細な部分についてはまだ提示されていません。臨時財政対策債については上積みという話を聞いています。現段階では、充用額と交付税の関係が関連しますが、こういう算式とか単価など計算上の数式等の細かい指示もまだ来ていません。国が50%上げるからという形で上げるわけにはいかないということで、大体前年を踏襲した安全な部分で計上しています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

先程も21年度の中でお尋ねしましたら、13頁の民生使用料、総合福祉センター使用料です。21年度に基づいて約900万円の削減となっています。

先程も言いましたように、900万円の自主財源の削減というのは凄く大きいのです。比較しますと、その下の教育使用料の中に体育施設使用料があります。1年間で573万円です。鞍手町の全ての体育施設を1年間使用して573万円しか上がってこないのです。これが福祉棟のお風呂の利用料金が少なくなると900万円も減るのです。

一旦条例は改正しましたが、これは町民に受け入れられなくて、大きな減収になってしまったということは否めないというふうに思います。もう一度条例の再度改正を考えるべきで

はないかと思いますが、如何でしょうか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

12月の一般質問に出ていました。状況を見ながら予算を組んでいるということで、今の時点では条例の改正は思っておりません。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

先日の一般質問の中でお尋ねしましたが、町長は、4年前に町長になった時に、減らすだけでなく増収を図ると、企業誘致、人口増等で増収を図るとというのが攻めの町政をするということをずっと言われていました。これは攻めたのか守ったのか分かりませんが、収入が大きく落ち込んでいるわけです。これを今のところ検討しない、見過ごすということでしょうか、最初に言っていた町長の姿勢からも反するのではないかと思います。どう増収を図って行くかということを考えるのであれば、一旦改正はしたが、失敗だったと直に認めて改正をし、少しでも福祉棟の増収を図って行くというのが町長の最初からの姿勢ではないかと思いますが、もう一度お尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

増収、減収と言われていますが、ただ料金だけの問題でなく、町外の利用者のモラルの問題も中にはあります。私はそこで900万円云々と、利用者が減ったからそうなったかも分かりませんが、費用対効果、燃料費、精神的なものを考えたときに、決して私はそこだけの問題ではない。非常に環境的な問題になっていたということも含めて、条例を改正することはないということでございます。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

21年度の中で費用対効果についても検証しようということで、経費がどれだけ掛かったかというお尋ねもしましたが、所管の課長から資料がないので答弁出来ないということでしたので、改めて総務文教の方に21年度の補正については付託になりましたので、その中で費用対効果も含めて検証しながら、もう一度保健棟の入館料金、営業時間等について委員会の中で検討して見たいと思います。

○副議長 日高 直幸君

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

補正の中で地域活性化経済危機対策臨時交付金対策事業の内の、消防自動車の購入を翌年度に持ち越しますということを言われていましたが、当初予算の中に入っていないような感じですが、それはどういうことでしょうか。

○副議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

この分については、昨年12月の補正予算を組んだ時に明許繰越ということでさせて頂いております。

○副議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 古野 和雄君

21年度の補正予算で明許繰越をする場合、22年度の当初予算に上がりません。決算の時に合わせ決算という形になります。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

先程も外部評価委員会と長谷別館のことをお尋ねしましたが、22年度の当初予算については、初めて外部評価委員会をした後に予算を組まれているわけです。外部評価委員会が出しました結果に基づいて当初予算は事業をもう一度精査し、組まれているというふうに思いますが、この評価委員会で出した結論の中で2、3お尋ねしましたが、実際にどれぐらい当初予算の中で評価委員が出した結果に効果があったというか、予算自体が削減されたのか、金額が分かれば教えて下さい。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

一応予算上は当初をそのまま上げている分もありますが、現在各課で調整をしています。最終的には6月、或いは9月の補正で減額ということも考えていますが、一応事業費としては669万円。人件費は最終的に詰めていませんが68万5千円というコストベースで現在試算をしています。

先程申しましたふれあいフェスタと産業祭りが同時になりますと、ふれあいフェスタでも70万から80万円以上削減出来るのではという試算までやっていますので、最終的には6月か9月の時点である程度の額が確定して行くと考えています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

今669万円、人件費で68万5千円の試算ということですが、これは削減されて組み立てられているのですか。まだ一旦計上はされているが、今後削減しようということですか。そのところをもう一度お願いします。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

一応予算上は上がっている分があります。例えば長谷別館は総額を上げています。こういうものは整理出来次第減額して行くと考えています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

初めてのことから時間が掛かるということも仕方ないことだろうとは思いますが。基本的には当初予算の中に、評価されて休廃止というものについては外して行くのが筋かなと思います。6月、9月の補正の中で外すということであれば、それはそれで仕方ないかなと思います。22年度も外部評価委員さんの報酬と費用弁償も上がっていますので、今度は前倒しをして、始めるのを少し早く始めて、早く結果を出して、それについて庁舎内で検討を加えて次年度からは、予算の中から削れるものは削って行くというふうにすべきと思いますが如何でしょうか。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

議員が言われるとおり、そのつもりで行きたいと、そして当初予算に上げさせて頂いておられます。昨年も最終的に整理するのが2月まで掛かっていますので、当初予算に反映出来なかったということはありません。22年度は早期に立ち上げ、再度やって行きたいと思えます。

非常に時間が掛かっています。5回で20項目しか出来ていません。これも約400事業ありますので、全てではないのですが、出来るだけ対象事業を精査して、少しでも効果的にもって行きたいと考えていますので、評価委員会を早急に立ち上げ、早く結論を出したいという気持ちはあります。以上です。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

167頁と168頁の町債の現在高の込みに関する調書について質問いたします。22年度は土木債を発行しないが、臨時財政対策債と退職手当債が増額になるので、1億1576万5千円の増額になっています。当該年度中の元金償還見込み額が可成り大きいために、年度末の残高は可成り削減されています。これは良い傾向だと思います。

私は以前一般質問の中で、町財政の借金と資産の部分をオープンにするバランスシートを作成してはという質問をしましたが、直ぐにでもするような回答があっていましたが、未だに出てまいりません。借金は59億ありますが、資産がどのくらいあるのかが見えてこないで、この辺で鞍手町の財政状況が分かるように、明らかにして頂きたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 本松 吉憲君

言われますように、公開制度の関係でバランスシートを作成するという方向で現在進めています。現在把握していない部分は町有財産で、一部については新年度で評価額を出すために鑑定評価の部分も予算計上させてもらって、22年度中には資産の正確な評価額を掴んだ上でバランスシートを作成して行くということになると思います。

現在は調査段階ということで進展が遅れていますが、22年度中には公会計の部分も県に報告するという段階になろうと思います。そのために鋭意努力しています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっている議案第13号は、議員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第13号は議員11名で構成する予算特別委員会を設置しこれに付託の上、審査ことに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 14時48分

再会 15時01分

○副議長 日高 直幸君

会議を再開します。

特別委員会、正副委員長の互選の結果を、局長より報告いたします。

○議会事務局長 長友 浩一君

報告いたします。

委員長 岡崎邦博議員。副委員長 宇田川亮議員。以上でございます。

○副議長 日高 直幸君

以上のように決定しました。

次に日程第12 議案第14号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第14号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第14号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第13 議案第15号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第15号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第15号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第14 議案第16号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

3頁の後期高齢者医療保険料が前年度に比べて大幅に少ないのですが、この理由を教えてください。

○副議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 松尾 保則君

前年度に比べて大きく保険料が落ちていますが、これは不況の中から来る所得の減少であります。約1千万円課税所得金額が落ちていることが原因としています。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

7頁の1目 後期高齢者医療広域連合納付金が減額になっています。この理由を教えてください。

○副議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 松尾 保則君

前年度と比較しまして7796万2千円減額になっています。これは昨年広域連合の方で被保険者数の捉え方が間違っていて、550人程被保険者数が多く後期高齢者の方で試算しています。今回が正常に戻ったということです。以上です。

○副議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第15 議案第17号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

毎年同じようなことを聞くのですが、予算の貸付金の回収金が前年度は25万8千円、本年度は27万2千円と。その年に予定している回収分だけ載せていると考えます。

これまでの滞納分をどのように回収して行くのかがこの予算だけでは見えないのです。滞納分全部回収するという気持ちで、その分も予算に反映するというのが本当ではないかと思いますが、その点について答弁をお願いします。

○副議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

予算の計上上そういうことで計上しています。大体予算計上は調停額を上げるということになっていないと思いますので収入見込額を計上しています。3年間の平均の回収見込額を入れています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

滞納分をどのように回収して行くのかということところは予算上では上げられないということになるのですか。

回収の意気込みというか、どのように回収して行くのか、早く回収してしまっってこの予算をなくしたいと思っております。執行部もそのように思っていると思っておりますが、それについ

でもう一度答弁をお願いします。

○副議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

前段の分は先程の答弁で行きたいと思います。後段の分ですが、県と協議をしながら回収に務めています。大体償還の期間は殆どが過ぎていまして早く回収をとということですが、殆どが分割納付をして頂いて、滞っていませんが、1回の金額が少ないということは事実でございます。もう少し債務者と交渉をしながら少しでも金額を増やして行きたいと思っております。全然滞納はありませんが、何かあれば県に相談しながらやってみようということでございます。以上です。

○副議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第16 議案第18号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

3頁の下水道事業負担金の受益者負担金を見ますと、前年度より増えています。それだけ整備も進んで来ていると思います。計画と現在の状況はどのようになっているのか、今後はどのように計画しているのかをお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 吉田 正行君

受益者負担金の増加については、昨年度は1474万9千円で平成22年度は3451万円で、滞納分が1千円追加になっています。

何でこんなに増えたのかと言いますと、負担金を昨年までは5年間で割って、単年度毎に上げていました。それが全額を一括納入されける方が多いので、平成22年度の分を7割計上したため増加しています。

下水道の進捗状況を言われましたが22年度以降は藺牟田区の工事、小牧方面、旧学校用地の幹線の今村の方の推進工事が主です。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

計画がどのくらい進んでいるのかということと、今後、何年度までに終了しようと考えているのか。加入率はどのようになっているのかも教えて下さい。

○副議長 日高 直幸君

上下水道課長

○上下水道課長 吉田 正行君

現在、中山地区、東区の方の工事を行っていますが、174ヘクタールで復旧率は30.5%になっています。下水道の完成は西川方面等がありますので完成年度の予測が立たないような状況であります。

加入率は地域の行政人口に対して、地域の処理人口になりますので復旧率は30.5%、水洗化率は62.6%です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

いつ頃完成するのか予測が立たないと言われていたと思いますが、当初は何年度までに完成するという計画で進んでいたと思います。住民の方は内の地域はいつ頃工事が始まるのだろうということを不安に思っているし、勿論受益者負担金を支払わないといけないので、お金の面もあります。

以前からいつ頃になるというようなお知らせを出してくれと、何度か出されたことはあると思いますが、完成年度の予想がつかないということであれば、住民の方は何時まで待てばいいのか。高齢化し私が生きている間に下水道は来ないのではということと言われる方もおられます。予測が立たないのでなく、大体このくらいの年度に地域をするということは、計画と実績とが変わったとしても、逐次お知らせをしないといけないと思います。

それについてはお答え下さい。

○副議長 日高 直幸君

建設課長。

○建設課長 梶栗 英正君

私が前任者でした。一応下水道の整備計画は平成27年度と当初は基本計画で整備するようになっていました。それを10年毎下水道事業の見直しをして行きますので、去年のことは分かりませんが、大体平成37年ぐらいまで延びていると思っております。初めは平成27年度で事業を終わるような計画をしていましたが、10年毎に見直しをして平成37年ぐらいまで見直しをしている段階と思います。

○副議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 古野 和雄君

平成7年に最初の基本計画を20年計画で平成27年までに作りました。課長が言いますように10年毎見直しをするということで見直しをしています。

これは国の補助事業で行っていますので国の認可区域を先ず決めます。その認可区域以外の所については、合併処理浄化槽を布設する場合も補助事業で取り組んでいます。

大体認可区域が中山地区は終わりましたので、小牧の専門学校の所を将来住宅団地等とするためには、あの辺のところの認可を受けないといけないということで、その周辺の認可をもらっています。中山の中本町、上新橋等の認可を貰っています。

国の補助事業ですのでまだ認可を貰っていないところは、何時工事が出来るかの見通しは、認可を受け順次工事をします。この前の懇談会で全町を回った時も、下水道が長谷地区、西川地区、本村等にいつ頃下水道が来るのかというお尋ねが沢山ありましたが、具体的何年先に来ますということは、町としては20年計画でしているし、補助事業を受けながらしているということで、具体的なことは言えませんが、ここ何年か先の分についての予測は出来ませんので、その辺の話をしています。

その辺のところを広報等でお知らせもしていましたが、今後そういうところも含めて住民の方に周知しないといけないと思っております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第18号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第18号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第17 議案第19号 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

4頁の需用費の中の修繕料が5300万円来年度予定されていますが、どのようにされるのかお尋ねします。

○副議長 日高 直幸君

農政環境課長。

○農政環境課長 原 繁幸君

3つの排水機場が老朽化していますので、この修繕料を充てるようにしています。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

関連ですが、3つの排水機場の修繕ということですが、何処の排水機場をどのように修繕するのか、もう少し具体的に詳しくご説明をお願いします。

○副議長 日高 直幸君

農政環境課長。

○農政環境課長 原 繁幸君

古門排水機場の空気弁と手動弁の修理費です。新川排水機場の1号ポンプ整備費、真空ポンプの更新。新北排水機場の1号ポンプの整備費です。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

3排水機場の修繕ということで、整備費等が多いようで5300万円ですが、歳入の方は基金を6800万円取り崩しているのです。積立も2400万円するということですから、差引4200万円ぐらいの取り崩しということになるかと思います。11基のポンプが据わっていて昭和50年代が殆どで非常に老朽化しています。基金の横領等もあって、仕組債の塩漬け分もあると、資金に余裕はあるといいながら、今後順次修繕、整備等の資金が必要になって来るとと思いますが、その辺の見通しはありますか。

○副議長 日高 直幸君

農政環境課長。

○農政環境課長 原 繁幸君

この件については平成21年度の仕様事業計画の中で、4年間の11基の排水機場の緊急性のものを整備して行くように計画をしています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

4年間のことということですが、そのような計画があるということはありませんでした。この4年間の事業がどれくらい掛かるか、今ここでお答え頂ければお答え頂きたいと思えますし、なければ資料等でもよろしいのですが。ご答弁をお願いします。

○副議長 日高 直幸君

農政環境課長。

○農政環境課長 原 繁幸君

4年間の全体の方は、後から資料でお示ししたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○2番 香原 暹君

修繕をすることで冠水をどれぐらい防げるのか、その修繕だけで効果がありますか。そういうことでなく、これは単なる修繕ですからそれはないということでしょうか。

○副議長 日高 直幸君

農政環境課長。

○農政環境課長 原 繁幸君

昨年度の7月24日から26日に冠水しました。そういうことがないためと緊急時の対応のため、老朽化している緊急なものから修繕して行くという計画をしています。

○副議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第19号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第19号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第18 議案第20号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第19 議案第21号 平成22年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

13頁、浄水場の改良事業費が上がっています。昨年事業設計を行い、今年度から本格的な工事に入るということですが、大体工事期間の目処はどのように考えているのか教えてください。

○副議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 吉田 正行君

浄水場改良事業費は、平成21年度に実施設計業務を行っています。平成22年度と23

年度の2年間の予定で前処理施設、急速濾過施設、配水処理の工事を行う予定にしています。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

今回の浄水場改良ですが、水質改善検討委員会を10数回開いて、ようやくここまで漕ぎ着けて来たわけで美味しい水になるかどうかは出来て見ないと分からないのですが、これに伴って今後水道料金の値上げという話が出て来るのではと思っております。

例えば工事をして換えましたので、お金が掛かりましたから水道料金を値上げしますと終わってから言うのか。何にも水が美味しくなったと感じていないのに、工事代金が掛かったから水道料金上げると町民に言われた場合、戸惑うし、何でと思うと思います。

アンケートを採れとは言いませんが、2年間の工事が終わってどれだけ変わったのかをお知らせするとか、住民の方の意見を聞くということを是非して頂きたいと思っております。

○副議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 吉田 正行君

浄水場の工事が概算で14億程掛かります。その内に国庫補助金が2億9千万円ぐらいです。後の残額が10億8千万円程借入になるわけです。水道事業は独立採算性ですので、借入分の元金と利息は水道料金で返して行かないといけないと思っております。

検討委員会で13回ほど検討し、中間答申も出ています。今後、検討委員会は料金の分が残っていますので検討委員の委員さん達が料金を、町長に対して答申されますので、町民の方には申し訳ないのですが、水を作るのにコストが掛かりますので、料金の値上げは絶対しないとは言えないのではと思っております。

周知徹底の方は、決まりましたら広報等で水道利用者の方には広報してまいりたいと思っております。以上です。

○副議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

工事代金がこれだけ掛かって、独立採算性だから水道料金を上げるのは当たり前のような周知徹底の仕方というのはどうかと思っております。私も水道水質改善の委員でしたが、町民の皆さんが実感として水が美味しくなった、臭くなくなったというような思いを抱く必要があるのです。上からこれだけお金が掛かったから水道料金を上げますというやり方は是非止めて頂きたい。

私は水道料金の値上げに反対ですが、例えば委員の皆さんが答申をどのように出すか分かりませんが、今の状況からいうと値上げせざるを得ないと考えている方は沢山おられるのではと思っております。値上げするにしても事前に水が変わっていますよ、町民の皆さんに関心を持って頂いて、少しで水道料金が値上げになった場合の町民感情が緩和出来るようなことをし

て頂きたいと思います。どうでしょうか。

○副議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 吉田 正行君

工事の概要は、どういうことが原因で工事をしないといけないかというと、浮州池は上流の生活排水等で、1年を通じて微生物、藻類が発生しているのです。水質基準が50項目ほどあり、その中に臭気項目というのがあります。その臭気項目はジョースミントツーメチルイソボルネオールという水質検査項目があります。前処理施設をしないと、1年に1回活性炭を換えています。年に2回以上換えないといけないような状態です。濾過器は病原菌でクリプトスポルジウムという病原菌があります。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

宇田川議員さんが言われる趣旨は理解しています。問題は水質が悪いということで良い水を提供するというところにあると思います。料金の問題がありますが、ここは検討委員会等がありますが、住民の理解を得るためには宇田川議員さんが言われるような意思、気持ちを検討委員会のみんなと一緒にあって、良い水の施設を作って良かったというような水を作りたいと思っております。何れにしてもこのままでは料金見直しはあるかなど。そうなった時には住民の皆さんが理解出来るように、またそういう施設にしないといけないと思っております。その点をご理解して頂きたいと思います。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

事項別明細書の1頁、水道事業収益が前年に比べて1044万9千円ほど減っています。この主な原因は何でしょうか。

○副議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 吉田 正行君

給水収益の734万7千円の減額の理由だと思います。今人口が減少しています。下水道は増えていますが、平成21年12月時点で前年度より少ないために減額の給水収益の予定を立てています。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

主な原因は人口の減少ということです。先日の一般質問の中でも人口減少について質問させて頂きましたが、こういうところにも大きく影響して来ています。

今年度については38万2千円の黒字となっていますが、これはどうなるか分からないのですね。下手をすると22年度から赤字に転落する可能性も多分にあるという当初予算になっています。1にも、2にも人口の減少なのです。

新しく給水施設の更新をするということで14億掛かると、その内の11億ぐらいが企業債ということで借金になるようですが、これの返済に当然何処かで資金を探してこないといけないということになれば、利用料金の値上げということになるのですが、これがなくても数年後には、今の利益余剰金が徐々に減って値上げも必要になるという可能性もあるのです。全てが人口に関わっています。

ただ一企業会計のみならず、あらゆるところに皺寄せが係って来るわけです。町長も人口減少にピント来ていないような感じでしたが、企業会計そのものにもはっきり数字で出て来ていますので、その辺を重々考えて頂きながら行政運営そのものに当たって頂きのです。水道料金そのものについて、工事完了までは上げることはないということを確認して良いのでしょうか。

○副議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

工事については補助金と起債で行きますが、終わった時点では検討委員会の方が協議されると。14億のお金を使うので決して値下げということにはなりません。工事が終わらないと幾ら掛かるかわからない。工事までは補助金と起債で行くと、終わると同時に検討委員会もそういうことを含めて検討されると理解しています。以上です。

○副議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

先程の説明の中に下水道も使って水の使用量自体が、本来なら増える筈の使用量が減っているのです。本当に危機的な話です。人口の話に触れずにご答弁を頂いていますが切実な問題ですよ。そのところを確認して当たって下さい。以上です。

○副議長 日高 直幸君

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第21号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第21号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第20 議案第22号 平成22年度鞍手町病院事業会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第 2 2 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 2 2 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 2 1 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第 2 3 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 2 3 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 2 2 議案第 2 4 号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第 2 4 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 2 4 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 2 3 議案第 2 5 号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第 2 5 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 2 5 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 2 4 議案第 2 6 号 福岡県介護保険広域連合規約の変更を議題とします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第 2 6 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 2 6 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第 2 5 議案第 2 7 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第 2 5 議案第 2 7 号について提案説明を申し上げます。

日程第 2 5 議案第 2 7 号は鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。

本一部改正条例は平成 2 1 年の人事院勧告の内容に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、昨年 1 1 月の臨時議会に提案し制定したものです。

しかしその後、法改正に伴って人事院規則の改正が行われたことから、その内容に準じ当該一部改正条例の一部を修正する必要が生じたため、本条例改正案を提案するものであります。

以上が日程第 2 5 議案第 2 7 号についての提案説明であります。

ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○副議長 日高 直幸君

これより質疑に入ります。

日程第 2 5 議案第 2 7 号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第 2 7 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 2 7 号は総務文教委員会に付託することに決定しまし

た。

この際休会についてお諮りします。

明日11日から17日までの7日間を、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日11日から17日までの7日間を、委員会審査のため休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 15時46分

平成22年鞍手町議会第1回定例会会議録（第4号）						
平成22年 3 月 18 日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開 会 開 議					副 議 長	
開閉会日時			平成22年3月18日 午後 1 時00分		日 高 直 幸	
及 び 宣 告					副 議 長	
			平成22年3月18日 午後 1 時45分		日 高 直 幸	
出席及び欠席議員						
議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別	
1	原 哲 也	出 欠	11	毛 利 喬	出 欠	
2	香 原 暹	出 欠	12	久 保 田 正 之	出 欠	
3	星 正 彦	出 欠	13	宇 田 川 亮	出 欠	
4	欠 員					
出席 11人	5	武 谷 保 正	出 欠			
欠席 0人	6	岡 崎 邦 博	出 欠			
欠員 2人	7	欠 員				
	8	栗 田 幸 則	出 欠			
	9	川 野 高 實	出 欠			
	10	日 高 直 幸	出 欠			
会議録署名員	9番	川 野 高 實		11番	毛 利 喬	

職 務 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務局長補佐	久 保 田 隆 一	出 欠
	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計収納対策課長	田 中 正 一	出 欠
	副町長	古 野 和 雄	出 欠	建設課長	梶 栗 英 正	出 欠
	教育長	山 本 喜 久 男	出 欠	企画財政課長	本 松 吉 憲	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道課長	吉 田 正 行	出 欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出 欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民課長	熊 井 照 明	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	原 繁 幸	出 欠	保険健康課長	松 尾 保 則	出 欠
地方自治法第121条により説明出席者の職氏名						
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成22年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月18日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第6号 平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第5号) (民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第7号 平成21年度鞍手町老人保健特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第8号 平成21年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号) (民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第9号 平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算
(第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第10号 平成21年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計
補正予算(第3号) (民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第11号 平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理
運営費特別会計補正予算(第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第26号 福岡県介護保険広域連合規約の変更 (民生産業委員長報告)
- 日程第8 平成21年
議案第90号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の特例を定める条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第3号 鞍手町税条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第4号 鞍手町暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第27号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正
する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第5号 平成21年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第12号 平成21年度鞍手町水道事業会計補正予算(第4号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第24号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第25号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数
の増減 (総務文教委員長報告)

- 日程第16 議案第13号 平成22年度鞍手町一般会計予算 (予算特別委員長報告)
- 日程第17 議案第14号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第18 議案第15号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第19 議案第16号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第20 議案第17号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第19号 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計
予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第20号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理
運営費特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第22号 平成22年度鞍手町病院事業会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第23号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第18号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第26 議案第21号 平成22年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第27 議案第28号 県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための
政治倫理条例制定を求める意見書
- 日程第28 請願第1号 町道認定に関する請願 (民生産業委員長報告)
- 日程第29 閉会中の継続事件

平成22年3月18日（第4日）

開議 13時00分

○副議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

先ず、町長より提出されています議案質疑における答弁の追加について、お手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第6号から日程第7 議案第26号までの7件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

（審査報告書 別紙）

○副議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第6号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第7号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第8号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第9号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第10号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第11号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第26号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 10 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 11 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 26 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 号 平成 21 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 7 号 平成 21 年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 号 平成 21 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第9号 平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第10号 平成21年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第11号 平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第26号 福岡県介護保険広域連合規約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第8 平成21年 議案第90号から日程第15 議案第25号までの8件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

○6番 岡崎 邦博君

(審査報告書 別紙)

○副議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

平成21年 議案第90号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第3号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第4号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第27号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第5号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第12号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第24号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第25号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

平成21年 議案第90号について討論ありませんか。

香原議員。

○2番 香原 暹君

私は平成21年 議案第90号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の特例を定める条例に反対する討論を行います。

今回の元職員による公金横領事件は、その横領は12年間に亘り、総額で4億4406万4千円に上ります。その内1億9千万円が穴埋めされていますので、差引町の被害額は2億5406万4千円となります。よくもこうも盗られたものであると感心します。その間全くと言っていいほど元職員の行動に疑いをもつこともなく、漫然と盗られ続けていたことについて、改めて町の管理体制の甘さに怒りさえ感じます。

勿論、議会もこの事件に関しては、結果として相当の責任があると私は思っているところですが、これを見逃していた収入役及び会計収納対策課長はもとより、その職員に対する監督責任を持つ町長並びに副町長の責任も極めて重大であると思います。

今回の削減案は、在職中に横領されたことに対する責任の取り方として提案されているの

でございますが、町長並び副町長の在職中の4年間に横領された額は1億1777万円に上ります。しかもこれらの被害額は穴埋めされず、まるまる損害として残っているわけでございます。

今回町長の退職手当の辞退額は435万7千円であり、率にすると3.70%にしかありません。副委員長でいうと0.95%であります。

さらに重大な過ちは仕組債購入の問題であります。お二人が在職中に購入した仕組債が、今まだ5億円残っていますが、これらの直近の評価損額は約1億5千万円に上ります。これらのことを考慮に入れますと、その辞退する額がいかにか少ないものであるかということが言えるのではないかと思います。

平成21年 議案第90号は、町長は4年間で退職手当の30%、副委員長は15%返還するものでありますが、これらの額は少なすぎて、町民は到底容認出来るものではないと思います。

これをもって、公金横領事件の問題が全て解決したものと受け止められることには、甚だ遺憾の意を表さずにおれません。

私としましても、このように町民感情として納得出来ないものに賛成するわけにはいきませんので、この条例案には反対するものであります。以上です。

○副議長 日高 直幸君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

次に議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 25 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

平成 21 年 議案第 90 号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の特例を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって平成 21 年 議案第 90 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 3 号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 4 号 鞍手町暴力団等追放推進条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 27 号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 5 号 平成 21 年度鞍手町一般会計補正予算第 6 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 12 号 平成 21 年度鞍手町水道事業会計補正予算第 4 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第24号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第25号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に進みます。

日程第16 議案第13号を議題とします。
本案は予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。
岡崎総務文教委員長。

○6番 岡崎 邦博君

(審査報告書 別紙)

○副議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。
議案第13号について質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
議案第13号について討論ありませんか。
宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

議案第13号 平成22年度鞍手町一般会計予算に対し、反対討論を行います。
2010年度の国家予算案は、昨年8月の総選挙で自公政権を退陣させた国民の審判を受けて編成された予算であることから、生活保護の母子加算復活や高校授業料無償化等、部分的には前進的な内容が盛り込まれています。

しかし後期高齢者医療制度の廃止を何年も先送りにしたことや、無駄を削ると言って事業仕分けを大々的に実施しながら、軍事費や大企業、大資産家減税等の聖域にはメスを入れず、これを温存していることから見れば、極めて不十分だと言わざるを得ません。聖域温存の結果、巨額の国債発行と埋蔵金に依存するその場凌ぎで、先の展望が見えない予算となっています。

こうした中、政府の経済見通しでは、来年度は実質1.4%と3年ぶりのプラス成長を見込んでいますが、より生活実感に近い名目成長率は0.4%に止まり、相変わらずデフレ状態が続くと予想しています。

失業率は5%台の高い水準に止まり、失業の長期化によって失業手当の切れる世帯が増加するなど、生活の不安は昨年以上に高まって来ています。

平成22年度鞍手町一般会計予算は、骨格予算となっていますが、地方交付税や臨時財政対策債など、前年度に比べ歳入が増額されることが見込まれます。しかし深刻な不況は回復せず、会社の経営も悪化したまま、家計収入の減少で町に入る税収も前年度と比較して減額した予算となっています。

町の厳しい財政状況の中、小学校入学前までの医療費無料化の継続や、北中、南中の耐震補強工事等、歓迎される予算も盛り込まれています。しかしながら家計の所得が減っている中、高すぎる国保税やゴミ袋料金、保育料等で町民の暮らしは深刻な状況に陥っています。税の公平性という意味からも、同和関係予算にも本格的にメスを入れるべきです。

今後とも町民の暮らしと営業を応援する予算に組み替えていくことを求めて、反対討論を終わります。

○副議長 日高 直幸君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第13号 平成22年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第17 議案第14号から日程第24 議案第23号までの8件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

(審査報告書 別紙)

○副議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第14号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第15号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第16号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第17号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第19号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第20号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第22号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第23号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 20 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 22 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 23 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号 平成 22 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 14 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 15 号 平成 22 年度鞍手町老人保健特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 15 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 16 号 平成 22 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 16 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 17 号 平成 22 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 17 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 19 号 平成 22 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第20号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第22号 平成22年度鞍手町病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第23号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第25 議案第18号及び日程第26 議案第21号の2件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

○6番 岡崎 邦博君

(審査報告書 別紙)

○副議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第18号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第21号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第18号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第21号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第18号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第21号 平成22年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第27 議案第28号を議題とします。

提出者を代表して岡崎邦博君に趣旨説明をお願いします。

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

(趣旨説明書 別紙)

○副議長 日高 直幸君

お諮りします。

議案第28号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第28号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

議案第28号 県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を求める意見書を採決します。

本案は原案とおりに可決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第28 請願第1号を議題とします。

本請願は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

(審査報告書 別紙)

○副議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。
請願第1号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
請願第1号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。
請願第1号 町道認定に関する請願を採決します。
本案に対する委員長の報告は採択であります。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

次に日程第29 閉会中の継続事件を議題とします。
各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づきお手元に配布してまいりましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長の申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。
これをもって平成22年第1回定例会を閉会します。

閉会 13時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 日 高 直 幸

議員 毛 利 喬

議員 川 野 高 實

平成22年3月18日

鞍手町議会

副議長 日高直幸

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、病院、介護老人保健施設に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査
議会活性化等に関する調査特別委員会	議会活性化等に関する調査